

第2回 総合計画前期基本計画評価市民懇談会 会議次第

日時：平成24年3月22日（木）

10:00～12:00頃

場所：市役所14A会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議 事

（1）各分科会の検討結果について 資料1

（2）懇談会意見書について 資料2

4 その他

5 閉 会

《 資 料 》

資料1 各分科会の検討結果

資料2 宇都宮市第5次総合計画前期基本計画の達成状況の評価に関する意見（案）

参考資料1 分野別計画における施策等の体系

各 分 科 会 検 討 結 果 報 告 書

目 次

1	第一分科会	・・・・・・・・・・	1
2	第二分科会	・・・・・・・・・・	15
3	第三分科会	・・・・・・・・・・	31

第一分科会 検討結果報告書

宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会

第一分科会 会長 和田 佐英子

第5次宇都宮市総合計画基本計画の改定にあたり、当分科会の所掌する分野について、検討を行った結果を次のとおり報告いたします。

1 基本計画の達成状況に関する意見

(1) 各基本施策の評価に関する意見

I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

1 保健・医療サービスの質を高める

- ・ 「保健・医療サービスの質を高める」の基本施策については、今後ますます高齢化が進展する中、まずは高齢者が「一次予防」に重点を置いた健康づくりに取り組むことが重要であることから、昨今の健康意識の高まりと合せて、市民の主体的な健康づくりを促進するための「健康づくりの推進」に取り組むことが重要である。
- ・ また、全国的な医師不足への対応や、住み慣れた家庭や地域での在宅医療提供体制の整備などが必要であり、充実した保健・医療サービスが適切に提供されることが求められていることから、市としての取組は限定的にはなるものの、県との連携を図ることなどにより、「地域医療体制の充実」により一層取り組んでいく必要がある。
- ・ 「健康づくりの推進」の施策において、地域における健康づくり活動については、各地域において健康づくり推進組織が設置され、普及啓発活動が精力的に実施されているところであるが、医療費の削減など目に見える成果が十分に現れない理由に、それらの推進組織において、人手不足による組織力の脆弱性が挙げられることから、組織力の強化を図ることが必要である。

- ・ また、特定健康診査の受診率について、市民の健康増進や医療費適正化を図るため、向上策等を講じることが必要であるが、そのためにもまずは受診率が上がらない原因を十分分析し、原因を究明するとともに、その上で具体的な受診率向上策を検討することが必要である。
- ・ 「地域医療体制の充実」の施策において、中核病院における医師不足については、栃木県の人口10万対医師数は平均値を下回っており、市民生活の安心に関わる重要な問題なので、市独自で直接的に対応できる課題ではないが、県と十分連携して取り組んでいく必要がある。
- ・ また、医師不足は全国的にも大きな問題であることから、国レベルなど、広域的に対応できるよう、その仕組みづくりについて基礎自治体として強く提案するなどの対策を講じる必要がある。
- ・ また、在宅医療が社会の中でシステム化される流れにある中、地域医療の充実には市としても強く打ち出す必要があり、医師不足への対応についても、市としても取り組むべき課題として捉えることが必要である。
- ・ 「国民健康保険の医療費適正化の推進」の施策において、国民健康保険制度の財政運営の視点から、国民健康保険の医療費についての適正化・安定化を図る必要性は理解できるものの、医療費の適正化及び抑制については、市民の健康保持の観点からは他の保険制度も含め、子ども医療費や妊産婦医療費などについても総合的に勘案しながら検討すべきであり今後の施策の立て方については工夫されたい。また、国民健康保険制度については、自営業者や退職者などで構成している特性などに十分留意する必要がある。

2 高齢期の生活を充実する

- ・ 「高齢期の生活を充実する」の基本施策については、高齢者やその家族がいつまでも健康で生きがいを持って生活を営めることが必要であることから、支援が必要になる前の介護予防や健康づくりを促進する「高齢者の自立促進」をより一層進めることが重要であるとともに、高齢者のノウハウを活かせる場づくりを提供するための「高齢者の生きがいづくりの充実」に取り組むことが必要である。

- ・ また、地域の高齢者支援策などについて、市をはじめ、各種団体、関係機関等から地域に対してそれぞれ別々かつ様々な依頼がされているので、地域は混乱している。依頼する主体は多種多様であるが、それに対応する地域は一つである。縦割りで行われている多種多様な取組を推進しようとしているが、依頼を受ける受け皿は一つである。（例 町内会やその他の地域集団）その多くが、それを仕事でやっているのではなく、あくまで善意でボランティアな自発的住民が引き受けているのである。無報酬の素人集団が多様な要望を一手に引き受けていることを考慮しなければならない。こうした地域社会の住民の実態に即した見直しを行い、効果的・効率的に取り組んでいくことが必要である。
- ・ 「高齢者の自立促進」の施策において、自立の促進については、介護予防の取組だけでなく、その前段の健康な状態のうちに介護予防以外に実施できる取組を行っていくことが重要となることから、健康づくりの視点における取組を積極的に取り入れることが必要である。
- ・ また、介護予防の実施については、今後ますます高齢者の趣味・嗜好・考え方などが多様化することを考えると、従来のルーチン化した魅力のない介護プランの枠だけでは対応しきれなくなることが考えられることから、例えば介護予防と健康づくりを一体的に実施するなど、興味を惹きつけられる介護予防の手法等を検討することが求められる。
- ・ 「高齢者の生きがいづくりの充実」の施策において、高齢者の生きがいづくりについては、これからの高齢社会、長寿社会において、元気で多様なノウハウを持つ高齢者が数多く地域に入っていくことになることから、こうした方々が活躍できる地域場の場づくり、仕組みづくりが必要であるとともに、行政がこれを支援することも必要である。
- ・ 「介護保険事業の充実」の施策において、地域包括ケアシステムについては、時代潮流やニーズを十分踏まえ、予防を含めて地域、在宅で自己完結するようなシステムが構築できるよう、地域資源の連携やサービス支援の確保・充実などの確に対応していくことが必要である。
- ・ また、介護サービス事業について、時代潮流に合った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業内容の適切性・妥当性について随時検証し、必要に応じてサービスの見直し、効率化を図っていくことが必要である。
- ・ また、高齢者や障がい者に対するサービスについては、多種多様なニーズがあると考えられることから、例えば事業者の行う宅配サービスなど、こうしたニーズに対応するサービスの実施がより一層促進されるよう、サービスを行う事業者

への支援制度を創設することが必要である。

3 障がいのある人の生活を充実する

- ・ 「障がいのある人の生活を充実する」の基本施策については、地域全体で障がいに対する理解が促進され、障がい者が社会的に自立した生活が送れるよう、障がい者についての地域の理解促進や、就労支援の促進策、生活支援策の充実を図ることが必要である。
- ・ また、障がい者に関する分野は、市民意識調査結果において、施策の満足度・重要度がともに低下しているところであり、関わる機会のない一般の人には見えづらい分野であることから、地域の理解を深めるためにも当該分野の状況や取組内容についての周知の徹底を図られたい。
- ・ 「障がい者の社会的自立の促進」の施策において、障がい者の就労については、工賃を上げていくことは社会全体の問題として捉える必要があることから、計画の中で重点的に取り組んでいく必要がある。
- ・ また、障がい者の就労について、栃木県内における障がい者の雇用率は、全国的にも低い状況であり、障がい者の就労に対する意識が低い状況であることから、計画の中で重点的に取り組んでいくことが必要である。
- ・ 「障がい者の生活支援の充実」の施策において、地域主権戦略大綱等による地域主権改革の関連法案の改正により、障がい福祉サービス事業者の指定等の権限が県から移譲されることによる具体的な課題への対応が必要である。
- ・ また、高齢者や障がい者に対するサービスについては、多種多様なニーズがあると考えられることから、例えば事業者の行う宅配サービスなど、こうしたニーズに対応するサービスの実施がより一層促進されるよう、サービスを行う事業者への支援制度を創設することが必要である。【再掲】

4 愛情豊かに子どもたちを育む

- ・ 「愛情豊かに子どもたちを育む」の基本施策については、今後、少子・高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少する中、出生率の向上策や子育てしながらの就業支援策、地域における子育て環境の向上策など、多面的・総合的な施策を展開していくことが必要であることから、「児童健全育成環境の充実」や「子育て支援の充実」、「ひとり親家庭等への支援充実」、「子どもへの虐待防止対策の強化」に引き続き取り組み、なおかつ、これら施策の再編、総合化、統合化等により、効果的な施策展開が必要である。

- ・ 「児童健全育成環境の充実」の施策において、子育て環境については、地域の中でのすこやかな成長を支援することが必要であることから、地域・家庭での子どもの教育力の向上を図るとともに、身近なところでの子育てを支援する場・交流する場の確保が必要である。
- ・ 「子育て支援の充実」の施策において、保育所の適正配置については、定員数や配置バランスなども重要であるが、質の向上を図ることも重要な課題として捉えられたい。これを評価する一つの方法として、保育士の離職率に着目することも一つの方法として考えられる。
- ・ また、今後、認定こども園への移行が推進されていくが、円滑に移行できるかどうか重要となることから、人材配置のあり方を含めた受け入れ体制の準備などについて、的確かつ迅速な対応を図られたい。
- ・ 「ひとり親家庭等への支援充実」の施策において、子育て支援・環境の充実については、働く世代の親、特にひとり親や低所得者の場合は子育ての事情について職場や地域の中で理解がされにくく、孤立しがちであることから、相談環境の整備をはじめとした総合的な親への支援策・支援体制の充実が必要である。
- ・ 「子どもへの虐待防止対策の強化」の施策において、虐待防止については、虐待が発生してからでの取組だけでなく、虐待が発生する前に講じることができる相談等の取組の強化を図る必要がある。
- ・ また、児童虐待防止等に関する地域組織については、半数近くの地区において未設置であるが、各地区には主任児童委員など様々な主体が活動していることから、地域の活動を定着させ、児童虐待を未然に防ぐために、これらの活動主体による児童虐待防止ネットワークを構築する必要がある。また、その対応の主体となっている主任児童委員は、それ以外にも社会的責務を負っていることが多い。こうした様々な社会的ネットワークの核となっている人たちの実情を十分に把握し、過剰な負担にならないよう配慮し、側面から支援するシステムづくりも必要と考えられる。

5 都市の福祉力を高める

- ・ 「都市の福祉力を高める」の基本施策については、増加傾向にあるボランティアが活動しやすい環境づくりの促進や、地域における福祉課題に、市民や団体、事業者などがそれぞれの強みを生かし、連携を図り対応できる地域のネットワークづくりが重要であることから、地域の「市民の福祉活動への参加促進」や「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」に取り組んでいくことが必要である。

- ・ また、福祉力の向上のためには、市民一人ひとりにやさしさや思いやりの気持ちがあぐくまれる「人づくり」の視点に立った福祉のまちづくりをより一層進めることが必要であることから、「ユニバーサルデザインの推進」の特にソフト面での取組を進めることが重要である。
- ・ 「市民の福祉活動への参画促進」の施策において、都市の福祉力や地域力を高めるためにも、疲弊している地域の組織力を高めることが重要であることから、地域包括支援センターや自治会などの様々な地域資源が連携できるよう、地域のネットワークを構築するために必要な支援やコーディネートをしていくことが重要である。
- ・ また、縦割りである行政の施策を検討するための参考として、地域にあるNPO団体は地域が抱える課題・テーマごとに存在しているので、その活動についても注目し、積極的に連携していく必要がある
- ・ 「保健・福祉サービスの総合化の推進」の施策において、24時間の在宅ケアが必要になる地域包括ケアを推進する中においては、ボランティアの養成など、この仕組みを支えるマンパワーを量的に確保していくことが必要であることから、そのためには具体的な戦略を立てて取り組んでいくことが重要である。
- ・ また、今後の地域包括ケアにおいて、人材の確保は重要な課題である一方、栃木県においては介護福祉士や看護師の数が少ないという現状があることから、こうした原因についてニーズ調査を含めて十分分析し、抜本的な対応を図っていくことが必要である。
- ・ また、福祉サービスの現場におけるマンパワーが不足する一方で、若者の就職先がないなどといった問題があることから、こうした施策を飛び越えた状況・問題点を把握している行政がマッチングなどを行い、効果的な施策を講じていけるよう調整する必要がある。
- ・ 「ユニバーサルデザインの推進」の施策において、今後ますます社会の中で必要かつ重要な考え方になってくる一方、特にこころのユニバーサルデザインについては、実生活における理解の浸透が不足していると感じられることから、意識啓発の強化が必要であるとともに、そのためにも子どもの頃からの中長期的な取組が必要である。
- ・ 「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」の施策において、福祉活動の担い手については、地域における福祉力の維持・強化が求められる中、今後ますます介護サービスや地域活動の担い手、医師などの不足が大きな問題となってくる

ことが予測されることから、より具体的・戦略的にこれら担い手の量的確保・質的向上策を講じていくことが必要である。

6 日常生活の安心感を高める

- ・ 「日常の安心感を高める」の基本施策については、東日本大震災により顕在化した危機管理のあり方や放射線対策、食の安全などの課題に対応できるよう、防災対策の強化に重点的に取り組んでいくことが必要であり、「危機管理体制・危機対応能力の充実」の施策については防災対策の強化の中で取り組むとした包含関係による整理が相応しいと考えられる。
- ・ また、従来から展開してきた「防犯対策の充実」をはじめとする各種施策についても時代潮流に応じた展開となるよう十分精査しながら引き続き多面的な展開が必要であると考えられる。
- ・ 「防犯対策の充実」の施策において、防犯対策については、犯罪の手法が多様化・巧妙化していることから、見守り型の取組だけでなく、高齢者や子どもへの多面的な取組が必要であるとともに、身近なところで対策を図れる仕組みづくりの検討や意識啓発の強化が必要である。
- ・ 「交通安全対策の充実」の施策において、交通安全の取組については、本市は自転車のまちづくりを掲げており、その利活用の推進を図っているところであるが、一部の高齢者や高校生に見られる危険運転やルール・マナー違反など、自転車利用者の安全性の向上やルールの周知徹底などについて、学校、警察等の関係機関と連携した取組をさらに強化してもらいたい。
- ・ 「危機管理体制・危機対応能力の充実」の施策において、東日本大震災の影響については、放射線や防災対策への的確な対応が必要であることから、施策体系を再整理し、計画的に実施されたい。
- ・ また、リスクマネジメントについては、発生した事態やそこでの問題・課題がどれだけ重大かを的確に感じられることが重要であり、そうした人材、組織の準備が必要である。
- ・ 「消費生活の向上」の施策において、消費生活の向上策については、成人を迎える年代である高校生や大学生などが悪質商法のターゲットになりやすいことから、学生への正しい知識の習得を進めるための大学と連携した取組をさらに進めてもらいたい。
- ・ また、消費生活の安定・向上を図るため、企業として消費者講座・教室などに

参加している事業者も多いことから、こうした企業と連携・協力を図ることも検討されたい。

- ・ 「食品の安全性の向上」の施策において、東日本大震災の影響については、食の安全への的確な対応が必要であることから、施策体系を再整理し、計画的に実施されたい。
- ・ 「健康危機管理対策の強化」の施策において、原発事故の影響については、市民が自身の健康状態に安心することができるよう、放射線等への積極的な対応を図ることとし、データに基づく安全・安心のPRなどの情報提供を行うことが必要である。

Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

1 市民が主役のまちづくりを推進する

- ・ 「市民が主役のまちづくりを推進する」の基本施策については、市政世論調査において市民活動への参加についての関心が低くなっている一方、東日本大震災の発生により、市民の主体的な活動が顕著に見られ、今後、公共的な活動に取り組む機運が高まっていることから、市民等のまちづくり活動への積極的な参加を促進し、地域のまちづくり活動主体の継続的・発展的な活動を実現するため、地域組織基盤の強化や活動主体間の更なる連携促進を図る「協働によるまちづくりの推進」や「地域主体のまちづくりの促進」がますます重要であると考えられる。
- ・ 「協働によるまちづくりの推進」の施策において、NPOには、テーマ型と地縁型の組織があり、今後は、両タイプの組織が連携してまちづくりを担っていくことが必要かつ期待されており、各まちづくり活動主体間の連携を促進するためには、その役割を担うまちづくりセンターが効果的に機能するよう強化していくことが必要である。
- ・ また、行政は事業を地域に依頼する際、縦割りになっているが、受け皿となる地域は一つであり、また、地域の課題は横断的に広がっているため、地域が縦割りで事業を受けることは厳しいことから、行政の施策が地域を動かしているという認識のもと、地域目線の施策づくり・地域づくりを行うことが重要である。
- ・ また、企業では、CSR活動が積極的に行われており、地域と企業の連携を図ることは、双方の活動に有効であることから、地域ニーズと企業活動をつなげる仕組みづくりが必要である。
- ・ また、大学では、様々な研究活動が行われており、大学の地域貢献や地域課題の解決にもつながることから、地域と大学との連携強化を図られたい。
- ・ 「地域主体のまちづくりの促進」の施策において、地域のまちづくり活動の実態については、地域まちづくりの担い手不足により一人で何役も担っている状況にあるなど、様々な問題を抱えていることから、今後、更に地域主体の活動を促進するためには、地域の目線で地域が抱えている問題を十分に把握し、特に、地域の担い手不足を解消するなど、地域の組織基盤を強化することが必要である。
- ・ また、地域ビジョンの策定については、地域が自ら目指すべき姿を認識するとともに、市の施策事業を身近に意識するようになるなど、地域が主体となって将来の地域のあり方を考えるきっかけとして有効である。策定の促進と併せ、脆弱な地域の事務局機能の強化を図られたい。

- ・ また、地域の課題は、分野横断的に取り組んでいくことが必要であることから、これに対応できるよう、市役所庁内の各部局の横の連携を強化していくことが重要である。
- ・ また、少子・高齢化が進行していく中、高齢者が地域活動を担う役割は大きく、地域資源として活用することが地域及び高齢者自身の活力につながることから、高齢者が地域で活躍する場づくりが必要である。

2 行政経営基盤を強化する

- ・ 「行政経営基盤を強化する」の基本施策については、行政運営を効果的・効率的に行うことにより行政経営基盤の強化を図っており、各施策については、一定の達成状況にあるが、厳しい社会経済環境の中、限られた経営資源で高度化・多様化する行政課題への確に対応し、市民満足の向上につなげるためには、行政組織の横の連携強化を図り、より一層部局横断的に取り組んでいく必要があると考えられる。
- ・ また、日本が右肩上がりの時代に、社会構造上、地域人間が会社人間になり、本来、地域でやるべきことを行政が行ってきたが、行政経営基盤を強化するためには、住民自らができるものは地域で行っていけるようにする必要があることから、原点に戻って地域社会と行政のあり方を見直すことが必要であると考えられる。
- ・ 「効果的で効率的な行政経営システムの確立」の施策において、厳しい社会経済環境の中、高度化・多様化する行政課題への確に対応し、市民満足の向上につなげるために、NPO、大学、企業などの既存の財産を活用することが必要である。
- ・ また、効果的、効率的な行政経営システムを確立するためには、住民自らができるものは地域で行っていけるように、地域と行政の効果的、効率的な役割分担や仕組みづくりを視野に入れて取り組んでいく必要がある。
- ・ 「地区行政の推進」の施策において、行政の施策は、縦割りで考えられているのに対し、地域課題は、分野横断的に取り組んでいくことが効果的であることから、地域目線の分野横断的な行政運営の仕組みづくりが求められている。
- ・ また、これまで、地区市民センターなどにまちづくり担当職員を配置するなど、地域への支援を行ってきたが、本来、地域でやるべきことを地域自らが行うことができるように、地域への多面的な支援やまちづくりを担う人の資質向上を図るなど、地域への更なる支援が必要である。

- ・ 「行政の組織力の向上」の施策において、行政の組織力を高め、様々なまちづくりの課題に対応していくためには、職員の育成が重要であり、特に、他団体等との人事交流や地域活動、NPO活動などにおける現場研修などを積極的に行い、市民目線で考えられる職員を育成していくことが必要である。
- ・ また、男女共同参画推進の観点から、政策・方針を決定する役職への女性の占める割合を高くするために、女性が職場を束ねたり部下を指導するということを念頭に置いた教育を充実させる必要がある。
- ・ 「財政基盤の強化」の施策において、市の財政は、一定の健全性を確保しているが、経常収支比率が上昇していることから、今後はさらに財政構造の硬直化が進まないよう、それぞれの政策実施による成果に着目しながら、主要財政指標の一つである経常収支比率に注視する必要がある。

3 市民の相互理解と共生のこころを育む

- ・ 「市民の相互理解と共生のこころを育む」の基本施策については、高齢化の進展などの社会環境を踏まえ、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに寄与すること、また、各施策に関係する支援者や団体、企業などの主体的な活動が重要であることから、景気低迷による社会情勢の悪化などを踏まえ、企業や団体などの活動を支援するなど、引き続き、関係機関等と連携した効果的な取組が求められる。
- ・ 「かけがえのない個人の尊重」の施策において、成年後見制度については、高齢者・障がい者等の保護、支援が必要な方にとってより身近なものとなり、適切に利用されるよう、制度の周知や後見人の養成など、今後取り組むべき課題として捉えることが必要である。
- ・ 「男女共同参画の推進」の施策において、男女共同参画の推進については、昨今の景気低迷による社会状況悪化の中において企業等における取組が進みにくい状況にあるが、生き生きとした女性が社会に多く見られるようにするためにもこれまで以上に取組の充実を図ることが必要である。
- ・ また、男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合が減少傾向にある原因を十分に分析するとともに、その上で具体的な推進策を検討することが必要である。また、推進にあたっては、団体や企業などの主体的な活動が重要であることから、そのためにもまずは市が積極的に女性を役職等に登用するなど、率先して取り組んでいく必要がある。

- ・ 「多文化共生の地域づくり」の施策において、多文化共生のこころを育むためには、市民生活のあらゆる場面における啓発や特性に応じたきめ細かな対応が必要であることから、多文化共生に関する事業に取り組んでいる大学等の地域資源を生かした取組をさらに強化していく必要である。

（２）基本施策内または基本施策間に関する横断的意見

- ・ 施策の大綱Ⅰ「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」及び施策の大綱Ⅵ「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」に関する意見として、高齢者、障がい者、妊産婦や子どもなどに対する福祉的支援について、市は、分野ごとに縦割りでを行っているが、これらの福祉的支援を必要としている方々が、地域に身近なところで誰でも自由に交流できる居場所をつくるなど、分野横断的に取り組むことが必要である。また、分野横断的に取り組むためには、地縁組織、自治会を基本に、地域の福祉資源、人的資源、NPO等が機能・活躍する仕組みが実現できる、協働のプラットフォーム、ネットワークの構築が必要である。
- ・ 第５次総合計画前期基本計画の期間中は、計画実施のために、行政全体で「官から民へ」の役割分担の移行がなされた。多くの事務事業が行政から民間に移され、受け皿のしっかりした民間部門においては効率化と経費削減が図られた。一方で、十分な受け皿のないところに移された事務事業等については、混乱が残ったままになっている点が見受けられる。担い手になっている地域社会等に過重な負担をかけていないか、その中でも特定の団体（例えば町内会等）に負担が集中していないか、特定の団体の中でも特定の人たちに過重な負担をさせていないかを可及的速やかに確認する必要がある。
- ・ 縮退する社会経済を前提にすれば、住民に負担をお願いしなければならないのは必然であるが、「公」を既に担ってくれている市民に過度に負担をかけ地域力を疲弊させたり、住民相互に不公平感を生み出すようなことのないよう、十分配慮していく必要がある。
- ・ また、市から地域社会に仕事を依頼する場合、国から地方に、県から市町村に仕事を移譲する場合とは違う特別の配慮が必要となる。国から県、県から市に移譲した先はあくまで行政のプロ集団であるが、市町村から地域社会に仕事を依頼した時には、市民たちのボランティアがその対象となる。義務としてその仕事を引き受けるのではなく、あくまで個人（例えば、個々の町内会の会長等）の使命感・責任感で引き受けているということを十分に留意する必要がある。
- ・ 短期的にはボランティアの市民の責任意識から引き受けることが可能でも、それがあまりに過度になったり、あまりに特定の人や集団に集中すると、その個人

や団体が疲弊し、その事業が継続的に実施されないリスクが生じる。

- ・ また、行政が責任を持つべき仕事を、効率的であるという理由だけから、市民（民間企業、地域集団等）に依頼してしまうと「公」としての供給責任があるサービスの水準や質が保障できなくなる可能性が生まれる。受け皿となる地域社会の実情によってその対応能力に著しい格差があるので、既に地域に下ろした仕事についても再確認をする必要もあると思われる。

2 計画全般に関する意見

【総合計画のあり方に関する意見】

- ・ 第4次までの総合計画は、右肩あがりの社会経済を前提に計画を作成することができたため、計画を実施すれば住民は満足した。自分ではないかもしれないが、誰かがその恩恵（便益）に預かることを前提にできた計画であった。しかし、第5次総合計画は、少子高齢化、人口減少を踏まえた形で、計画を実施していかなければならない。当然、右肩あがりの経済社会を想定することはできず、縮退する社会の中で、計画が実現すれば、税収が増えることは想定できないので、市民の誰かの負担が増える。選択と集中により効率的に行政サービスを提供しても、「選ばれなかった」もの、従来得ていた既得権益を侵害された市民からは、当然不満を持たれる。第5次総合計画前期基本計画の期間は、便益を配分する時代の計画から負担や不満を配分する時代に変える転換点の時期でもある。そのため、第5次総合計画は、市としての全体像やその方向性を市民に指し示すだけでなく、市民と市役所内部での共通の理解と認識（我慢の理由）を持つ上で、旧来にもましてその重要性が高い。
- ・ 財源・人的資源が限られているため、何かをやれば誰かがそれを負担する、別の誰かががまんしなければならない等々、共通認識を持つことが重要である。また、この期間内にリーマンショック・東日本大震災といった社会経済の激変・社会的選好の大きな変化があったことから、その観点からの計画の見直しも必要である。

【総合評価に関する意見】

- ・ 総合評価について、国や県に左右されやすいテーマであっても、行政が目標を掲げて出来なかったものは、市民目線では「やらなかった」ことと同じであり、評価とは、目標を設定した以上、結果が求められるものであることから、できなかったものがあるにも関わらず評価結果のほとんどが「A」または「B」となっているのは、自己評価が甘いと言わざるを得ない。
- ・ 仮に、市のコントロールが及びにくく、国や県の関わり具合により目標が達成で

きないのであれば、例えば、その過程において、県や国にどのような働きかけをしたのか、その結果はどうだったのかといった内容も記述し、それらも踏まえて評価することが必要である。

第二分科会 検討結果報告書

宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会
第二分科会 会長 横 尾 昇 剛

第5次宇都宮市総合計画基本計画の改定にあたり、当分科会の所掌する分野について、検討を行った結果を次のとおり報告いたします。

1 基本計画の達成状況に関する意見

(1) 各基本施策の評価に関する意見

Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために

1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する

- ・ 「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」の基本施策については、今後ますます地球温暖化対策に係る自治体の取組が重要になってくる中、CO₂排出量等の客観的なデータを踏まえながら、各施策・事業を推進していく必要がある。
- ・ また、各事業に係る具体的なCO₂排出量削減等の効果を明確化するとともに、各施策・事業の指標についても、市民の取組や努力の成果がわかるよう、本市独自の指標設定を行うなど、柔軟な取組が求められる。
- ・ また、新エネルギー施策について、地域におけるエネルギー自給率の向上に取り組む必要があることから、震災後の一時的な対応とならないよう、数多くある環境関連施策の一つとして検討するのではなく、個別の施策として打ち出すことが効果的である。
- ・ 「環境保全行動の推進」の施策において、市民意識調査結果においては、女性の満足度が高いのに対し、男性の満足度は低く、男性より女性の方が環境保全活動に関わっている可能性があることから、今後、企業や小中学校等と連携した男性の環境保全活動への参画に係る取組が重要である。
- ・ また、環境保全行動を推進していくにあたり、「社員が環境保全活動に関わっている会社を評価する宇都宮市CSR認証制度の活用」や「市内の小中学校で『父親との環境保全活動』を宿題にする」などの取組が考えられる。

- ・ 「地球温暖化対策の推進」の施策においては、高効率機器、新エネ・省エネ機器設置に関する補助等が行われているが、住宅などの建築物全体に係るエネルギー性能の向上、CO₂排出量の削減に関する取組が必要である。
 - ・ また、温暖化対策に係る取組については、成果が中長期的に現れ、リアルタイムではわかりにくいことから、例として「市民の誰もがわかるような、市のエネルギーの数%を賄うような超大型の自然エネルギー発電システムを設置する」「自然エネルギー豊富な市町村と、ニュースになるくらい大量の自然エネルギー電力取引契約を行う」など、取組状況が市民に可視化できるような取組も検討されたい。
 - ・ また、市民が地球温暖化対策への行動を起こすきっかけとして、「もったいない運動」の認知度を上げていく必要がある。
 - ・ また、共同の場所における省エネを推進する必要がある、例えば、自治会ごとに対応している防犯灯については、節電のために消灯している箇所も見受けられるが、それでは本来の役割を果たしていないということになるため、設置箇所や高効率照明の使用など、防犯と省エネの両面から、設置に係る基準を設けることについて検討されたい。
 - ・ また、地球温暖化対策に対する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民意識調査結果を取組に反映できるよう、個別のアンケート調査や市民満足度のとり方を検討し、具体的な対応につなげていくことが求められる。
-
- ・ 「ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3Rの推進）」の施策においては、市民のごみ減量化や分別などに係る意識の向上に向け、特に家庭系ごみの排出に密接に関わっている主婦層に、宇都宮市の数年先の見通しが厳しいという現状を知ってもらうことが重要である。
 - ・ また、家庭系ごみの排出量もリサイクル率もほとんど変わっていない一方、事業系ごみの排出量は総量・資源ごみの量ともに大幅に減少していることから、家庭ごみの排出量を減少させるための検討課題として、家庭ごみの有料化などが考えられる。
 - ・ また、市民が「ごみが出ないような商品」を購入できる環境づくりが重要であり、一定規模以上の小売店に、販売した商品から出る梱包・包装ごみについて、その店で引き取り事業ごみとして処理することを義務付けるといった取組などを検討されたい。

- ・ 「廃棄物の適正処理の推進」の施策においては、東日本大震災の影響もあり、廃棄物に含まれる放射性物質や大気中及び土壌内の放射性物質の問題が注目される状況であることから、放射性物質への対応を今後の課題として考えることが必要である。
- ・ また、市民意識調査において不満度が高い地域では、不法投棄が減っていない等の問題がある可能性があることから、当該地域について重点的に不法投棄の監視を行うなどの取組が必要である。また、廃棄物の不法投棄について厳しい罰則を設けるとともに、市や県の行政区域をまたいで行われる不法投棄には、他市町村・都道府県との密接な連携を図った上で対処し、その取組を市民に周知していくことが必要である。
- ・ 「良好な生活環境の確保」の施策においては、東日本大震災の影響もあり、廃棄物に含まれる放射性物質や大気中及び土壌内の放射性物質の問題が注目される状況であることから、放射性物質への対応を今後の課題として取り組むことが必要である。
- ・ また、建物内の安全な空気環境を確保する取組として、学校や住宅などのシックハウス対策についても、例えば、建築基準法を上回る独自基準の採用や、何かあった場合にも迅速に対応できる体制の整備などを検討されたい。
- ・ また、市民意識調査結果において、本施策の重要度が高いにもかかわらず、満足度が低いことから、その原因が、騒音に対するものなのか、大気汚染・水質汚染に対するものなのか、十分分析し、それに対応した取組を行っていくことが重要である。

【指標に関する意見】

- ・ 「地球温暖化対策の推進」の施策の指標として、より実効的な温室効果ガスの削減に結び付けていくために、「地域エネルギー自給率」とすることを検討されたい。
- ・ 「廃棄物の適正処理の推進」の施策の不法投棄発生件数の施策指標について、発生件数は減少していることがわかるが、全体の不法投棄の総量が把握できないことから、指標のとり方を検討されたい。

2 良好な水と緑の環境を創出する

- ・ 「良好な水と緑の環境を創出する」の基本施策については、都市化の進展や昨今の異常気象などにより、豪雨時の洪水被害に対応できる河川環境の創出や、生物多様性の観点などから、自然環境の保全を進めていくことが必要である。

- ・ また、都市化が進む中、良好な水と緑を創出し、市民が身近に自然と親しめる環境を創出することが大切であることから、「緑の保全・育成」の取組についてより一層推進していく必要がある。
- ・ 「快適な河川環境の創出」の施策においては、市が構想する「川づくりがどういふものなのか」を強く打ち出し、それが市民の意向と合致しているのか確認した上で、整備を進めていくことが必要であり、特に、遊泳可能な川に戻すことを目標とされたい。また、開発にあたり、葦原や生態系の保護、環境保全型護岸への切り替えなどが必要である。
- ・ 「自然環境保全の推進」の施策において、河川水の環境基準評価については、平成13年度から一部未達成の河川が固定化されていることから、もともと恵まれていた水質が、工業用排水や生活排水により汚染されているという事実を強調するとともに、水質を維持していくための具体的な対策が必要である。
- ・ 「緑の保全・育成」の施策においては、中心市街地の緑化を強力に推進していく必要があり、過度な剪定を避けるなど、ヨーロッパの街並みなどを参考にした取組も検討されたい。

【施策の構成に関する意見】

- ・ 「快適な河川環境の創出」の施策においては「治水対策」に、「自然環境保全の推進」の施策においては「河川の環境保全・育成」に、それぞれ主眼を置いた取組を行い、また、「緑の保全・育成」の施策における都市緑化運動の取組については、「緑と憩いの拠点づくりの推進」の施策において取り組むことを検討されたい。

【指標に関する意見】

- ・ 「緑の保全・育成」の施策の施策指標については、本基本施策の目的が良好な水と緑を創出することであり、これを構成する施策の中でも代表的な施策であると考えられることから、緑地保全活動の参加人数ではなく、航空写真等を活用した面積の増減などを指標とすることについて、検討されたい。

3 上下水道サービスの質を高める

- ・ 「上下水道サービスの質を高める」の基本施策については、市民生活を支える重要なライフラインの確保・向上を図ることが必要である中、施策指標の達成状況においては一部不十分なものが見受けられることから、引き続き、各施策の推進、充実が求められる。
- ・ 「水道水の安心給水の推進」の施策においては、水道水の給水について、市民意識調査では年齢別では20～40歳代、地域別では上河内・河内地域の不満度が高いことから、その理由について明確にして改善する必要がある。
- ・ また、安心安全な水道水を供給するにあたり、宇都宮市内の水道施設の整備だけでなく、荒廃・開発により水源林の保全が妨げられないよう、市内市外を問わず積極的に関与していくことが望ましい。
- ・ また、消費者が安心して水道水を使用できるよう、水道水の放射能モニタリングの継続的な実施とモニタリング結果の迅速な公開を行う必要がある。
- ・ また、水質の良さは、ブランドとしてよりアピールしていくことが求められる。
- ・ 「下水の適正処理の推進」の施策においては、下水対策に係る政策では、市の財政負担やコンパクトシティの考え方を踏まえ、秩序ある公共下水道整備を行うとともに、公共下水道計画区域外における合併浄化槽の設置を一層促進していく必要がある。
- ・ 「上下水道施設・資源による環境保全の推進」の施策における取組内容と、「地球温暖化対策の推進」の施策における取組内容の関係性について、様々な市有施設がそれぞれに環境の取組をしている中で、水道施設に関する取組のみが施策として特出しされていることに違和感があることから、施策の体系の見直しの際に考慮されたい。
- ・ 「顧客重視経営の推進」の施策においては、顧客を重視した経営を推進することは必要なことであるが、市行政の効率化などの観点から、「上下水道サービスの質を高める」という括りではなく、施策の大綱Ⅵの「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」の中で検討されたい。

4 快適な住環境を創出する

- ・ 「快適な住環境を創出する」の基本施策については、一定の達成状況にあるが、少子高齢化の進展や、社会情勢の変化、ライフスタイルの多様化などに対応できる「快適な住宅の供給と取得支援の充実」や「居住環境の向上」などに取り組んでいくとともに、安全安心な住環境意識の高まりなどに対応できる「住宅の安全性・環境性の向上」により一層取り組んでいくことが必要である。
- ・ 「快適な住宅の供給と取得支援の充実」の施策においては、住宅施策について、中心市街地活性化のための若年夫婦世帯に対しての家賃補助が実施されているが、市民の多様なライフスタイルを踏まえ、高齢者への支援も含め、市域全体にバランスよく住宅供給や取得支援策を展開していく必要がある。
- ・ また、快適な住宅の供給と取得支援の充実について、市民意識調査では20歳代男性の不満度が極めて高いものとなっているので、まずその問題を捉え、課題を明らかにされたい。
- ・ また、住宅の取得支援については、居住環境に関する情報提供をワンストップで行う体制の整備や、自治会ごとの取組や個性について積極的に情報発信を行うなど、住宅取得者が居住地を選択する際の判断材料を提供するような取組が必要である。
- ・ また、市街地の空き家が放置されたままになっている一方で、若い世代が農地を転用して家を新築するような状況が見受けられることから、市街地の空き家を活用する仕組みの検討など、総合的な空き家対策が必要である。
- ・ また、大学との連携により、空き家の活用方策を検討するなど、宇都宮の魅力を知ってもらったうえで、若者の定住につながるような取組について検討されたい。
- ・ 「住宅の安全性・環境性の向上」の施策においては、課題に住宅の耐震化があるが、国のシステムにとらわれず、耐震化に係る市民の費用負担や生活の事情などを勘案し、例えば、寝室だけ耐震化するなどといった、柔軟な支援制度が対応策の一つとして考えられる。
- ・ また、住宅の耐震性については、施策目標として位置付けられているが、住宅の環境性能についても同程度の施策目標を位置付ける必要があると考えられる。
- ・ また、住宅の耐震化については、早急に対応すべき課題であり、耐震診断をはじめ、建替え、補強など、対象に応じた効果的な補助制度の充実を検討されたい。
- ・ また、「住宅の安全性の向上」では耐震性能向上のための改築への補助、「住宅の環境性の向上」では断熱性能向上等のための改築への補助・太陽電池等の設置補助などを行っていくことを検討されたい。

- ・ 「居住環境の向上」の施策においては、中心市街地における集合住宅の立地が増加する中、こうした集合住宅の近隣における生活環境が十分でないケースもあり、居住者の長期的な定住に結びつかないことが懸念されることから、中心市街地及びその近傍での集合住宅に関する環境整備・向上策やコミュニティ強化策などを講じる必要があると考えられる。
- ・ また、施策指標が「地区計画導入地区数」となっているが、これに限定せず、総合的に居住環境の向上を図る上での施策評価が必要と考えられる。

【施策の構成に関する意見】

- ・ 「住宅の安全性・環境性の向上」の施策において、2つの取組内容が混在しているため、市民にとってわかりにくいといった印象を受けることから、施策名を「住宅の安全性の向上」と「住宅の環境性の向上」の2つに分けることを検討されたい。

【指標に関する意見】

- ・ 「快適な住環境」が創出しているかどうかの目安として、日照・風通し・景観の向上などが相応しいものと考えられるため、本基本施策を構成するいずれかの施策において、指標設定の際に考慮されたい。

V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために

1 機能的で魅力のある都市空間を形成する

- ・ 「機能的で魅力のある都市空間を形成する」の基本施策については、ネットワーク型コンパクトシティの実現化に向けて具体的な施策を構築することが必要である。また、その各拠点に存在する公園は、平常時に加え、災害時には市民の避難場所となるなど防災上重要な役割を持たせる必要がある。
- ・ また、景観については、景観形成重点地区の指定をしているが、市民満足度や重要度が低いため、市民との連携・協力により、地域の特性に応じた保全・創出が必要である。
- ・ また、コンパクトシティの形成に向けては、拠点化や公共交通基盤の形成などの取組だけでなく、現在の自治会などを通じた人のつながりを大切に、地域の助けあいを強化していくことが求められる。
- ・ 「地域特性に応じた土地利用の推進」の施策において、市が構想する「ネットワーク型コンパクトシティ」については、拠点形成にかかる考え方等が市民の意向と合致しているのか確認した上で、それぞれの拠点における機能・役割分担を明確にしていくことが求められる。
- ・ また、満足度が年齢低下に伴い減少していることについて、その原因を把握することが求められる。
- ・ また、コンパクトシティについて、市民に理解してもらうための活動を行うことが大切である。
- ・ 「都市機能の適正配置と機能間連携の推進」の施策において、幹線道路の整備については、今後の少子高齢化による人口減少社会の進行と、既設道路の老朽化により、既設道路の維持・更新を行うとともに、公共交通や自転車の整備など環境にやさしい街づくりを中心に進めていくことが求められる。
- ・ また、「都市機能の適正配置と機能間連携の推進」に係る満足度が若年層で低くなっていることについて、その原因を把握することが求められる。
- ・ 「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」の施策において、市街地再開発事業の促進とあわせて、エネルギー消費削減やCO₂削減などの環境配慮、省エネルギー対策が推進されるような取組を行うことを検討されたい。
- ・ また、再開発事業については、数十年に1度の機会であるため、週末の街の賑わいを創出することができる魅力ある店舗づくりや、都市・街の顔になる良好な市街地が形成されるよう、事業内容について十分検討されたい。

- ・ また、中心市街地の活性化策として、中心部に流入した居住者の意識調査などを行い、都心居住促進に関する施策を検討されたい。
 - ・ また、まちの魅力は、車両の交通量ではなく、歩行者が増加することにより高まっていくものと考えられることから、中心市街地に歩行者が集まるような誘導・しかけづくりを行っていくことが必要である。
 - ・ 「ネットワーク型コンパクトシティ」の拠点形成に際して、具体的にどのような拠点を形成するかについて市、市民、事業者が共同で検討するようなプロセスを検討する必要がある。
 - ・ また、「ネットワーク型コンパクトシティ」については、公共交通網がつなげる核において、地域の住民や自治会などの主体的な活動により、活性化や成長がなされることが重要であり、そのため、核となる区域や特性などの明確化に取り組んでいく必要がある。
-
- ・ 「緑と憩いの拠点づくりの推進」の施策において、市中心部における公園、緑地、水辺などの整備計画については、平常時利用と災害時利用を踏まえた配置計画、利用計画等を検討されたい。
 - ・ また、公園整備について、市民一人当たりの公園面積の目標を達成しているが、遊具の老朽化への対応等公園の質的な側面への対応が求められる。
 - ・ また、「緑と憩いの拠点づくりの推進」について、市民満足度調査結果から公園の整備状況については十分であるとはいえない状況であり、特に、河内地区における満足度が低いことから、その理由を十分分析した上で、この地域への必要な取組を行うことが求められる。
 - ・ また、「緑の保全・育成」の施策における都市緑化運動の取組については、「緑と憩いの拠点づくりの推進」の施策において取り組むことを検討されたい。【再掲】
-
- ・ 「都市景観の保全・創出」の施策において、「都市景観基本計画」や市の策定する「景観計画」等については、効果的、効率的な景観づくりを進めるためにも、計画内容が市民の意向と合致しているのか検証し、例えば景観を保全する地域や新たな景観を創出する地域などの考え方を明確にしていくことが望ましい。
 - ・ また、市民の認知度を向上させるために、中心地の景観保全、住宅地の景観保全、農村地の景観保全など、メリハリをつけて景観の保全を進めながら周知・PR等を推進していく必要がある。
 - ・ また、街並みがきれいだと、豊かな市民意識の醸成につながるので、今後も継続して景観に力を入れていくことが重要である。

【評価に関する意見】

- ・ 評価について、「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」の満足度が、東部地域と南部地域でやや高くなっている（23.5～23.1%）一方、本庁（都心）・本庁（周辺）地域では不満度が47.7%と高くなっている。この地域に宇都宮駅・雀宮駅・岡本駅周辺が含まれるのか、各地域での開発が市民の満足度上昇に寄与しているのかの検証をすることが望ましい。

【指標に関する意見】

- ・ 次の施策における施策指標の設定に際しては、それぞれの関連計画に対する市民の「満足度」、「認知度」、「遂行度」を要素として取り入れることを考慮されたい。

【施策1】「地域特性に応じた土地利用の推進」

⇒「都市計画・地区計画・農地保全に関する計画」

【施策2】「都市機能の適正配置と機能間連携の推進」

⇒「市街地再開発計画・土地区画整理計画・幹線道路の整備計画」

【施策3】「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」

⇒「都市拠点形成計画・地域拠点の形成計画・生活拠点の機能性向上に関する計画」

【施策4】「緑と憩いの拠点づくりの推進」

⇒「公園の整備計画」

【施策5】「都市景観の保全・創出」

⇒「景観の保全・創出計画に関する計画」

2 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

- ・ 「円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する」の基本施策については、高齢社会の到来や環境にやさしい社会を構築する上で、交通政策と情報化を組み合わせた路線バスの利便性の向上を図るなど、「公共交通ネットワークの充実」などの「ひとや環境にやさしい交通環境の創出」を行う必要がある。
- ・ 「公共交通ネットワークの充実」の施策において、高齢者でも車を運転する人が多いとはいえ、限界があるため、今後、高齢化の進展に伴い、公共交通を確保することがますます重要になる。
- ・ また、公共交通を市民全体に理解・利用してもらうためには、中心部だけでなく周辺部も含め、理解促進を図り、特に高齢者にやさしい公共交通とする必要がある。

- ・ 公共交通を利用して活動しやすいまちづくりをするため、市は将来の「ネットワーク型コンパクトシティ」形成に向けた公共交通施策であることを積極的に発信していくことが必要である。
 - ・ また、市が構想する「ネットワーク型コンパクトシティ」については、拠点形成にかかる考え方等が市民の意向と合致しているのかを確認した上で、各中心地域を結ぶL R T等やバス路線に集中投資する一方、郊外部における乗り合いタクシー等の導入を推進していくことが重要である。
 - ・ 路線バスの利用者数については、年々減少傾向にあることから、利用者の増加につながる取組が必要である。
 - ・ そのためには、路線バスの利便性の向上が急務であり、拠点間をつなぐ環状路線の設置とI C Tを駆使した乗換利便性の向上、乗換による運賃アップを抑える方策の導入などを検討されたい。
 - ・ また、利用者の利便性向上を図るため、リアルタイムでバスがどこを運行しているのかをわかるようにするなど、交通政策と情報化の組み合わせによる取組や、駅・バス停に自転車置き場を整備することにより、公共交通機関と自転車間の乗り継ぎ性改善を図っていくことなどが考えられる。
 - ・ さらには、公共交通の運営に際しては、市内事業者への公共交通の積極利用の呼び掛け（あるいは公共交通通勤の義務化）を行うことにより収益性を確保していくことが求められる。
-
- ・ 「道路ネットワークの充実」の施策において、道路整備については、整備率の高さに対して市民満足度が低いことから、その原因を把握することが求められる。
 - ・ 「ひとや環境にやさしい交通環境の創出」の施策において、バスからの排気ガスおよび騒音は都市環境の悪化を誘発するので、こうした問題に対する取組を行うことが必要である。
 - ・ また、自転車のさらなる利用率向上を図っていくためには、自転車道を自動車道や歩道の付帯物として考えるのではなく、歩道や自転車道の付帯物として自動車道を位置付けるといった意識の転換を図ることが求められる。
 - ・ また、自家用車の電気自動車化について購入補助を行うといった、環境配慮について市民のインセンティブとなる取組を行っていくことが重要である。

【施策の構成に関する意見】

- ・ 「ひとや環境にやさしい交通環境の創出」の施策については、1つの施策に全く異なる概念が入っていることから、「人にやさしい交通の創出」（点字ブロック・ノンステップバス）と「環境にやさしい交通環境の創出」（自転車道）に分けることが望ましい。

【指標に関する意見】

- ・ 「ひとや環境にやさしい交通環境の創出」の施策の指標については、「ノンステップバスの導入率」に加え、「点字ブロックの整備率」と「自転車道の整備率」を加えることを検討されたい。

3 高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する

- ・ 「高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する」の基本施策については、携帯電話やスマートフォン、高速通信網の普及など、ハード面の整備が民間事業者により今後も発展していくと考えられるので、ソフト面について、市民が活用しやすく生活に密着した形の「市民生活の情報化の推進」をしていく必要がある。
- ・ 「市民生活の情報化の推進」の施策において、情報ネットワークをどうしていくのかが大切なので、地域の情報は、身近な地区センターが各地区の拠点となった情報発信体系をつくり、各拠点の情報共有を進めていく必要がある。
- ・ また、ICTを活用した都市規模でのエネルギーシステムやインフラ管理などを行う、スマートシティ構想などが各地で取り組まれつつあり、このような観点からの取組を行うことが求められる。
- ・ また、情報基盤の安定化を図るため、災害時でも機能する都市インフラ、情報通信システムを構築する必要がある。
- ・ また、市民にとっての高度情報化や市が構想する「市民生活の情報化」がどのようなイメージなのかを明確にしたうえで、市民へのアピールや分かりやすい取組を講じることが重要である。
- ・ また、公共施設におけるタッチパネル式の情報端末は、各人に携帯端末やパソコンが普及している環境では、費用対効果が限定的であることも想定されることから、取組内容を十分検証し、市民のニーズに合った取組を行うことが望ましい。
- ・ また、市民生活における更なる情報化の推進について、市民や来訪者が必要とする情報コンテンツのニーズ把握や、ICT、SNSを活用したコミュニティ形成、市民参加のまちづくりの検討を行ったうえで、市民ニーズに合った情報基盤の整備を行うことが求められる。

- ・ また、市のホームページにおいて外国語への対応が行われているが、必要な情報を外国の人々に提供するには改善の余地が多くあり、特に、観光、交通については更に充実することが必要である。
- ・ また、ホームページで一方的に情報を掲載・発信するのではなく、現在、市で一部行っている登録制のメール発信サービスの更なる充実と活用も検討されたい。
- ・ 「地域産業の情報化の推進」の施策において、市が構想する「地域産業の情報化」がどのようなイメージなのかを明確にしたうえで、市民への情報発信や分かりやすい取組を講じることが必要である。

【施策の構成に関する意見】

- ・ 「市民生活の情報化の推進」の施策については、昨今のＩＣＴ化の促進、ニーズの高まりなど、対応する分野も多様化してきていることから、そうしたニーズに対応するため、例として、「情報回線」「市および公共機関におけるＩＴ化」「市民のＩＴ利用の質と量の向上」の３つに施策を分割するなどを検討されたい。

【指標に関する意見】

- ・ 「市民生活の情報化の推進」の施策の指標は「本市のブロードバンド回線利用に占める光ファイバーの割合」となっているが、情報化とは情報回線のことだけでなく、市や公共機関におけるＩＴ化の進捗状況や、市民がＩＴをどれだけ活用しているのか、市民がどれだけＩＴを理解しているのかといったものが含まれる。
- ・ このため、指標の設定について、「情報回線の質と量の向上率（ブロードバンド回線における光ファイバーの割合など）」や「市および公共機関におけるＩＴ化の実施率（申請書類の何％が電子化割合など）」、「市民のＩＴ利用率（アンケート結果など）」、「市民のＩＴ理解率（講習会の参加者数など）」とされることを検討されたい。

(2) 基本施策内または基本施策間に関する横断的意見

- ・ 施策の大綱Ⅲ「市民の快適な暮らしを支えるために」の「良好な水と緑の環境を創出する」,「上下水道サービスの質を高める」, 施策の大綱Ⅴ「都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために」の「機能的で魅力ある都市空間を形成する」と, 施策の大綱Ⅳ「市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために」の「農林業の付加価値を高める」, 施策の大綱Ⅰ「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」の「日常生活の安心感を高める」については, いずれも「環境」と,「生命維持」に関わる施策であることから, 一体的に検討されたい。

2 計画全般に関する意見

【総合評価に関する意見】

- ・ 政策を構成する各施策指標の達成率が十分であっても, 市民意識調査結果における市民満足度が低い結果となっているものについては, 総合的な評価とはいえ, 政策の達成度を「A」などの高い評価としてよいかなど, 十分議論・分析する必要があるとともに, 評価基準や評価要素の妥当性についても吟味・再考することが必要である。
- ・ 総合評価の一要素として, 市民意識調査については, 対象人数も限られており, 回答に偏りが生じる可能性があるなど, 設問項目や手法に課題があると考えられることから, 市の取組の評価を行うにあたっては, 同調査結果を直接的に調査結果を反映するのではなく, 参考程度の取扱いとすることが適当ではないかと考えられる。

【指標に関する意見】

- ・ 指標の設定について, 施策指標の達成率が高いにもかかわらず, 市民満足度が低いなど, 必ずしも指標が施策の成果を的確に反映しているものとはなっていないことから, 改めて施策の成果に対する指標の達成率との関連性を十分吟味・分析し, 指標を検討することが必要である。

【市民意識調査に関する意見】

- ・ 市民意識調査の対象者については, 毎年異なっているところであるが, 経年の満足度を把握するためには, 一定期間同じ対象者に調査を行うことも一つの手法として考えられる。

- ・ 市民意識調査の満足度の結果については、有効活用を図るためにも、市域全体を一緒にくたにせず、地区別などの属性ごとに分析するなど、課題や強化すべきポイントを詳細に把握し、これに対応した取組を推進されたい。
- ・ 市民意識調査結果について、施策指標の達成率が高いにもかかわらず、市民意識調査における満足度が低いものがあるなど、施策指標の達成率と市民の満足度がうまく結びつかない結果となっていることから、達成率の良さが市民に伝わり、成果を実感できるよう、その手法等の改善・工夫をされたい。
- ・ 市民意識調査について、よりの確に市民ニーズを把握し、その結果を市の取組へつなげていくためにも、市民の意識と市の取組のギャップを把握・分析し、設定した設問の内容や、調査結果の活用における妥当性について十分検証することが必要である。

第三分科会 検討結果報告書

宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会
第三分科会 会長 渡 邊 弘

第5次宇都宮市総合計画基本計画の改定にあたり、当分科会の所掌する分野について、検討を行った結果を次のとおり報告いたします。

1 基本計画の達成状況に関する意見

◆ 各基本施策の評価に関する意見

Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために

1 生涯にわたる学習活動を促進する

- ・ 「生涯にわたる学習活動を促進する」の基本施策については、一定の達成状況にあるが、学習成果を地域のさまざまな活動につなげていくことが重要であり、学習機会の創出や事業内容の充実を図りながら、こうした仕組みが構築されるよう、取り組んでいく必要がある。
- ・ 「社会をつくる人づくりの推進」の施策において、生涯学習活動などを通して地域のまちづくりなどに貢献するためには、実際の活動にむすびつくよう、講座等の事業内容を工夫することが重要である。
- ・ 「家庭・地域の教育力の向上」の施策において、地域全体で子どもを育成するためには、家庭や地域の教育力の向上が重要であり、宮っ子ステーション事業のコーディネーター間の連携強化や、気軽に参加できるような事業の実施などにより、家庭や地域と連携して取り組んでいく必要がある。
- ・ 「生涯学習活動への支援充実」の施策において、生涯学習については、学ぶ機会の創出や地域における学習成果の活用が重要であり、今後は、人材かがやきセンターなどの事業内容や図書館事業の充実を図るとともに、市内にある生涯学習センターのネットワーク化や学習成果を活かせる環境づくりを課題として捉え、取り組んでいく必要がある。

- ・ また、地域に関する歴史や文化、自然、観光、暮らしなど様々な分野の知識を深めるご当地検定等の取組については、最近全国的に話題となっており、宇都宮の魅力を伝える「おもてなし力」の向上につながるとともに、生涯学習の一環としても有効であると考えられることから、生涯学習活動支援の取組とも連携し、積極的に取り組んでいくことが効果的である。【再掲】

【指標に関する意見】

- ・ 「社会をつくる人づくりの推進」の施策の指標については、参加者数などの活動量で評価するのではなく、満足度などの利用者の経験を反映できるような指標とすることを検討されたい。
- ・ 「家庭・地域の教育力の向上」の施策の指標については、活動者数などの活動量で評価するのではなく、事業内容にも配慮した指標とすることを検討されたい。

2 信頼される学校教育を推進する

- ・ 「信頼される学校教育を推進する」の基本施策については、概ね順調に実施されているが、子どもの健全育成には、小中学校における取組のみならず、地域との連携が不可欠であり、地域学校園を中心に、幼稚園や保育所との連携や、高校や大学との連携が図られるよう、取り組んでいくことが必要である。
- ・ 「学力向上の推進」の施策において、児童生徒の基礎学力の向上を図るだけでなく、学ぶことの意義を理解し、将来への夢や希望を育むことができるよう、小中一貫教育において、系統性のある指導に取り組んでいく必要がある。
- ・ 「豊かな人間性と健やかなからだの育成」の施策において、地産地消については、食についての意識を高め、感謝の気持ちや理解を深める学校給食を通した食育の取組とも関係してくることから、それぞれが連携を図りながら、今後も重点的な課題として推進していくことが必要である。【再掲】
- ・ 「地域と連携した独自性のある学校経営の推進」の施策において、魅力ある学校づくり地域協議会については、各小中学校において地域の実情にあわせた学校支援等を行っており、教職員の連携だけではなく、協議会間において、活動内容や課題解決のための対応などの情報共有を図りながら、更に発展させていく必要がある。
- ・ また、子どもの健全育成にも効果があることから、地域との関係が途切れないよう、地域学校園のみならず、幼稚園や保育所との連携や、高校や大学との連携を視野に入れ、取り組んでいく必要がある。

- ・ 「教育環境の充実」の施策において、現在、学校施設の耐震化など、学校施設の整備に積極的に取り組んでいるが、教育環境の整備にあたっては、子どもの健全育成の視点が重要な要素であることから、学校施設整備の促進だけでなく、ソフト面、ハード面を問わず、学校周辺の環境整備も含めた環境づくりを進める必要がある。
- ・ 「特別支援教育の充実」の施策において、特別支援教育については、特別支援学級や特別支援教室での指導などにより、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が行われているが、今後は、インクルーシブ教育の視点を踏まえ、取り組んでいくことが重要である。
- ・ 「高い指導力と情熱をもつ教職員の育成」の施策において、教職員の育成については、教職員の負担軽減やモチベーションの向上に配慮するとともに、教職員同士の情報共有や実践的な研修などを通して、専門性や指導力の向上に取り組んでいくことが必要である。
- ・ 「幼児教育の充実」の施策において、幼児教育については、子育てサロンや子どもの家などにおいて、親子の交流や相談事業が実施されているが、地域コミュニティの希薄化が進んでいることから、空き店舗などを活用した交流スペースの設置など、身近な地域における教育環境の整備に取り組んでいく必要がある。
- ・ 「高校、高等教育の充実」の施策において、学校教育の推進にあたっては、小中学校における教育環境の充実を図るだけでなく、高校や大学と連携できるよう、取組を充実することが望ましい。
- ・ また、地域産業を担う人材育成について、現在行われているロボットコンテストなど、高度な技術の継承やものづくりへの興味関心につながるような、教育分野とリンクした人材育成などの取組を強化していく必要がある。【再掲】

【指標に関する意見】

- ・ 「地域と連携した独自性のある学校経営の推進」の施策の指標については、事業数ではなく、事業内容にも配慮した指標を設定することを検討されたい。

3 個性的な市民文化・都市文化を創造する

- ・ 「個性的な市民文化・都市文化を創造する」の基本施策については、順調に実施されているが、本市の文化芸術活動を維持・向上させ、文化財などの文化的資源を守り、継承していくためには、担い手の育成が重要であり、それぞれの施策において、子どもを意識した取組の充実を図ることが必要である。
- ・ 「文化活動環境の充実」の施策において、文化活動については、市民芸術祭やジュニア芸術祭など、日ごろの成果を発表する場は充実しているが、本市の文化活動を更に発展させ、郷土愛を醸成していくためには、その担い手となる子どもを中心に、質の高い、優れた文化に触れる機会の充実や体験型事業の充実も必要である。
- ・ また、「うつのみや大道芸フェスティバル」などの特色ある取組については、市の個性や魅力を高める上で有意義であり、また、中心市街地への人の流れも見込めることから、引き続き積極的に進めていくことが重要である。【再掲】
- ・ 「文化的資源の掘り起こし、保存、継承」の施策において、文化財や伝統文化の保存・継承については、市民協働事業が活発化している一方で、若年層の参加が課題となっており、次代の担い手となる青少年の育成に、取り組んでいく必要がある。
- ・ また、地域産業を担う人材の育成のうち、伝統産業の技術継承・後継者育成の取組については、市内に根ざした文化的資源の保存・継承の取組とも関連する課題であることから、一体的に取り組んでいくことが望ましい。【再掲】

4 生涯にわたるスポーツ活動を促進する

- ・ 「生涯にわたるスポーツ活動を促進する」の基本施策については、概ね順調に実施されていると考えられるが、少子高齢化が進んでいることから、市民一人ひとりが自分にあったスポーツに取り組むことができるよう、地域資源などを活用しながら、各世代に応じた取組を進めることが必要である。
- ・ 「スポーツ活動環境の充実」の施策において、少子化により子どもの数が減少しつつあることから、地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの活動団体への支援を通して、子どもがスポーツに親しめる環境づくりにも配慮されたい。

- ・ 「スポーツを支える人材の育成、団体の活性化」の施策において、本市においては、プロスポーツチームへの支援を行っているが、チームの活躍により、市民の興味・関心が高まっていることから、更なる向上が図られるよう、今後は「見る」機会を捉えた取組を充実する必要がある。
- ・ また、プロスポーツを観光資源として活用することで観光客誘致の起爆剤となることが期待できることから、観光と連携した施策展開を進めていく必要がある。
【再掲】

5 健全な青少年を育成する

- ・ 「健全な青少年を育成する」の基本施策については、雇用情勢の悪化などによりニートや引きこもりの解消に一部課題があるものの、概ね順調に実施されており、より実効性のある取組となるよう、子育て支援などと連携した施策展開に取り組んでいく必要がある。
- ・ 「非行・問題行動の未然防止」の施策においては、スポーツ活動などによる規範意識の醸成や巡回指導等の取組は有効であり、地域住民などの理解と協力を得ながら、引き続き取り組んでいく必要がある。
- ・ また、家庭における養育環境の低下が課題となっており、地域との連携を図るほか、家庭の教育力の向上を図る親学と連携した施策展開も検討されたい。

Ⅳ 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために

1 地域産業の創造性・発展性を高める

- ・ 「地域産業の創造性・発展性を高める」の基本施策については、社会経済環境の変化に対応し、地域特性を活かした競争力のある産業の振興に取り組むことが重要であることから、戦略的な産業集積の促進や各産業の基盤強化、産業間の連携などに取り組んでいく必要がある。
- ・ 「地域特性を活かした産業集積の促進」の施策において、市内企業の競争力を高めていくことが重要であることから、市内の産業集積の状況について把握した上で、効果的な誘致推進や各産業間の連携等に取り組んでいくことが必要である。また、「新規開業・新事業創出の促進」の施策と連携を図っていくことが課題である。
- ・ また、企業誘致の推進については、他地域との競合の中で宇都宮を選んでもらうため、企業が進出することで得られる具体的なメリットを打ち出し、併せて、取組内容について一層の周知を図っていくことが必要である。
- ・ また、雇用環境の維持や税収など市への影響を考えると、新規開業や企業誘致と併せて、現在市内にある企業にとどまってもらうことも重要であり、今後も宇都宮に定着してもらうための仕組みを構築していくことが必要である。
- ・ 「新規開業・新事業創出の促進」の施策において、新規開業については、経済環境や市内における開業の実態を踏まえると、楽観できる状況ではないと考えられることから、引き続き厳しい状況にあるという認識に立って、施策事業を展開していく必要がある。
- ・ また、新規開業にあたっては、事業の実現性を高めるため、商工会議所などで、継続的に起業のアイデアを相談でき、適切なアドバイスを受けることで、ビジネスプランのブラッシュアップが図られるような場の設置が求められる。
- ・ また、新事業を創出する環境を整えていく上で、資金的に余裕のある個人が、将来性のある新規企業などに積極的に出資できる仕組みづくりを啓発も含めて行っていく必要がある。
- ・ 「就業・雇用環境の充実」の施策において、障がい者の就労環境については、依然として一般企業への就職が難しい状況にあり、経営者の理解を深める取組が更に必要であると考えられることから、積極的に啓発を行っていく必要がある。

- ・ 「地産地消の推進」の施策において、地産地消については、食についての意識を高め、感謝の気持ちや理解を深める学校給食を通した食育の取組とも関係することから、それぞれが連携を図りながら、今後も重点的な課題として推進していくことが必要である。
- ・ また、市内には、地産地消に取り組む本格的なレストランが沢山あり、このような店を更に市内外にPRすることが効果的であると考えられる。

2 商工業の活力を高める

- ・ 「商工業の活力を高める」の基本施策については、商工業を取り巻く厳しい環境が続く中、市内商工業の持続的な発展を実現するためには、事業者の活力を高めることが必要であることから、事業者による主体的な取組を促進するとともに、商工業の活性化に資する意欲ある取組の後押しとなるような支援に取り組むことが重要である。
- ・ 「商店街の魅力向上」の施策において、商店街の魅力向上を図る上では、世帯の動きを見ることにより、近い将来の予測が立てられるなど、施策を展開していく際の重要な情報になると考えられることから、外部要因として所得の推移や世帯動向などのデータの活用についても更に検討されたい。
- ・ また、中心商業地については、賑わいを取り戻すための人が集まる仕掛けづくりが引き続き課題であり、例えば、最近の若い世代は、子どもが楽しめて親はその周囲でゆっくり寛げるような場を求めている傾向があることから、まちなかに子どもの遊び場と併設して若者や高齢者が寛げる場所を作るなど、具体的な市民ニーズを踏まえた集客の取組が必要である。
- ・ また、商店街の客の減少の理由として、商店街としての魅力が欠けているという状況も大きな理由として考えられることから、世界的な不況の影響など外部要因による認識だけではなく、各商店の魅力向上の視点を持ち、集客増につなげていくための取組を進めていくことが必要である。
- ・ また、商店街に魅力を与える仕掛けづくりについては、基本は商店主等事業者が主体的に取り組んでいくものであるが、行政においても意欲ある取組の後押しとなるよう、一定の支援を行っていく必要がある。
- ・ また、商店街の魅力を高めていくためには、街なかで開催されているイベント内容を更に工夫することや、必要に応じ、商店の活性化が図られるような許可・規制の緩和を行うことなどが求められる。

- ・ 「中小企業の経営・技術革新の促進」の施策において、地域産業を担う人材の育成のうち、伝統産業の技術継承・後継者育成の取組については、市内に根ざした文化的資源の保存・継承の取組とも関連する課題であることから、一体的に取り組んでいくことが望ましい。
- ・ また、地域産業を担う人材育成について、現在行われているロボットコンテストなど、高度な技術の継承やものづくりへの興味関心につながるような、教育分野とリンクした人材育成などの取組を強化していく必要がある。

3 農林業の付加価値を高める

- ・ 「農林業の付加価値を高める」の基本施策については、農業担い手の育成・確保や産地力の向上などによる農業基盤の維持に加えて、今後は、環境に配慮した取組についても一層重要となってくることから、これらの施策に重点的に取り組んでいく必要がある。
- ・ 「安定した水田農業基盤の確立」の施策において、農業基盤の確立については、新規就農者が増加することで、食料自給率の向上や、空き農地の減少等が期待できることから、市の受け入れ体制の充実を図っていくことが課題である。
- ・ また、農業の担い手の育成に加えて、集落営農の組織化や、農業への参入を検討している企業等への後押しとなるような支援も求められる。
- ・ 「農産物の産地力の向上」の施策において、市内農業を維持していくため、農産物の収益性の向上を図る必要があり、高くても売れるような品質・価値の高い農産物の生産や販路の開拓、6次産業化の取組へ向けた支援を一層充実していくことが課題であると考えられる。
- ・ 「環境と調和した農林業の推進」の施策において、バイオマスタウンの取組については、地域でのエネルギーの自立性が求められる動きがある中で、今後重要な課題になると考えられる自然エネルギーの取組の一つとして推進していくことが必要である。
- ・ また、林業については、近年森林の手入れが行き届かないことによる災害の発生などが問題になっており、間伐材を含む木材の更なる活用促進を図るなど、適正な森林整備につながる施策の検討が課題である。

4 魅力ある観光と交流を創出する

- ・ 「魅力ある観光と交流を創出する」の基本施策については、観光ニーズの変化に対応し、地域のポテンシャルを活かした観光機能の強化に取り組むことが重要であることから、更なる宿泊需要の取り込み強化や、様々な観光資源の活用促進などに取り組んでいく必要がある。
- ・ 「おもてなしの向上」の施策において、県外からの誘客を増加させる取組については、市内の観光資源を活かした着地型観光の推進だけでなく、会議、研究会などが開催できるコンベンション機能の充実や、日光・那須などの県内観光地に訪れた客の宿泊需要を取り込む工夫を検討していくことが必要である。
- ・ また、宇都宮は観光・ビジネス問わず、県外からの来訪者にとってハブ的機能を有しており、宿泊需要など、依然としてポテンシャルを秘めていることから、引き続き機能の強化を図っていく必要がある。
- ・ また、本市には非常に多くの人々が訪れることから、「おもてなしモニター制度」については、本市に来たときの第一印象となる公共交通機関や駅周辺の店舗等を対象とするなど、効果的な進め方を検討されたい。
- ・ また、地域に関する歴史や文化、自然、観光、暮らしなど様々な分野の知識を深めるご当地検定等の取組については、最近全国的に話題となっており、宇都宮の魅力を伝える「おもてなし力」の向上につながるとともに、生涯学習の一環としても有効であると考えられることから、生涯学習活動支援の取組とも連携し、積極的に取り組んでいくことが効果的である。
- ・ 「観光資源の活用促進」の施策において、本市にはプロスポーツが多く存在しており、これを観光資源として活用することで観光客誘致の起爆剤となることが期待できることから、観光と連携した施策展開を進めていく必要がある。
- ・ また、市内小中学校の2学期制導入を観光に活かして、他地域との休日のずれに民間の休日を合わせるよう働きかけるなど、工夫した取組を検討されたい。
- ・ また、「うつのみや大道芸フェスティバル」などの特色ある取組については、市の個性や魅力を高める上で有意義であり、また、中心市街地への人の流れも見込めることから、引き続き積極的に進めていくことが重要である。

2 その他の意見

- ・ 郊外部への宅地造成が進み、その周辺に商業地ができるなど、まちがスプロール化していることから、コンパクトシティの考え方を十分に整理し、地域特性を定めて、規制等もうまく利用したまちづくりの方向性を考えることが必要である。

第5次宇都宮市総合計画前期基本計画の 達成状況の評価に関する意見(案)

目 次

はじめに	… 1
1 計画全般に関する意見	… 3
2 基本計画の達成状況に関する意見	… 5
(1) 各基本施策の評価に関する意見	… 5
(2) 基本施策内または基本施策間に関する横断的意見	… 39
おわりに	… 41
《参考》	
1 各分科会の所掌事務	… 42
2 懇談会の経過	… 43

はじめに

平成20年3月に策定しました「第5次宇都宮市総合計画」は、宇都宮市が10年先、15年先の将来を見据えたまちづくりの基本方向を示し、行政がさまざまな取組を進める上での拠りどころとしているものです。

平成24年度は、この計画の前期基本計画が最終年度を迎え、平成25年度を開始年とする「第5次宇都宮市総合計画基本計画」の改定を行う必要があります。

当懇談会は、第5次宇都宮市総合計画基本計画の改定に当たり、今後の宇都宮市を取り巻く社会経済状況の変化などを踏まえながら、前期基本計画の達成状況の評価に関する意見を取りまとめ、基本計画の改定に反映することを目的に、平成23年12月に設置されたところであります。

以来、全体会を2回、分科会を各3回開催し、市民の目線や専門的見地から、さまざまな議論を重ねてまいりましたが、その結果について、以下のとおり意見が取りまとめられましたので、報告いたします。

平成24年3月30日

宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会

会 長	渡邊 弘
副会長	三宅 徹治
委 員	青木 康世
〃	浅見 晃生
〃	大塚 正義
〃	大堀 導子
〃	岡地 和男
〃	小林有見子
〃	酒井 誠
〃	佐藤竜一郎
〃	荘司 弘樹
〃	鶴見智穂子
〃	中村 滋
〃	根本 泰行
〃	古川 和稔
〃	増渕 弘子
〃	横尾 昇剛
〃	和田佐英子

1 計画全般に関する意見

※ ○数字はそれぞれの意見の出所元の分科会（①⇒第一分科会，②⇒第二分科会）

【総合計画のあり方に関する意見】

- ・ 第4次までの総合計画は、右肩あがりの社会経済を前提に計画を作成することができたため、計画を実施すれば住民は満足した。自分ではないかもしれないが、誰かがその恩恵（便益）に預かることを前提にできた計画であった。しかし、第5次総合計画は、少子高齢化、人口減少を踏まえた形で、計画を実施していかなければならない。当然、右肩あがりの経済社会を想定することはできず、縮退する社会の中で、計画が実現すれば、税収が増えることは想定できないので、市民の誰かの負担が増える。選択と集中により効率的に行政サービスを提供しても、「選ばれなかった」もの、従来得ていた既得権益を侵害された市民からは、当然不満を持たれる。第5次総合計画前期基本計画の期間は、便益を配分する時代の計画から負担や不満を配分する時代に変える転換点の時期でもある。そのため、第5次総合計画は、市としての全体像やその方向性を市民に指し示すだけではなく、市民と市役所内部での共通の理解と認識（我慢の理由）を持つ上で、旧来にもましてその重要性が高い。

①

- ・ 財源・人的資源が限られているため、何かをやれば誰かがそれを負担する、別の誰かががまんしなければならない等々、共通認識を持つことが重要である。また、この期間内にリーマンショック・東日本大震災といった社会経済の激変・社会的選好の大きな変化があったことから、その観点からの計画の見直しも必要である。①

【総合評価に関する意見】

- ・ 総合評価について、国や県に左右されやすいテーマであっても、行政が目標を掲げて出来なかったものは、市民目線では「やらなかった」ことと同じであり、評価とは、目標を設定した以上、結果が求められるものであることから、できなかったものがあるにも関わらず評価結果のほとんどが「A」または「B」となっているのは、自己評価が甘いと言わざるを得ない。①
- ・ 仮に、市のコントロールが及びにくく、国や県の関わり具合により目標が達成できないのであれば、例えば、その過程において、県や国にどのような働きかけをしたのか、その結果はどうだったのかといった内容も記述し、それらも踏まえて評価することが必要である。①
- ・ また、政策を構成する各施策指標の達成率が十分であっても、市民意識調査結果における市民満足度が低い結果となっているものについては、総合的な評価とはいえ、政策の達成度を「A」などの高い評価としてよいかなど、十分議論・分析する必要があるとともに、評価基準や評価要素の妥当性についても吟味・再考することが必要である。②

- ・ 総合評価の一要素として、市民意識調査については、対象人数も限られており、回答に偏りが生じる可能性があるなど、設問項目や手法に課題があると考えられることから、市の取組の評価を行うにあたっては、同調査結果を直接的に調査結果を反映するのではなく、参考程度の取扱いとすることが適当ではないかと考えられる。

②

【指標に関する意見】

- ・ 指標の設定について、施策指標の達成率が高いにもかかわらず、市民満足度が低いなど、必ずしも指標が施策の成果を的確に反映しているものとはなっていないことから、改めて施策の成果に対する指標の達成率との関連性を十分吟味・分析し、指標を検討することが必要である。

②

【市民意識調査に関する意見】

- ・ 市民意識調査の対象者については、毎年異なっているところであるが、経年の満足度を把握するためには、一定期間同じ対象者に調査を行うことも一つの手法として考えられる。
- ・ 市民意識調査の満足度の結果については、有効活用を図るためにも、市域全体を一緒にくたにせず、地区別などの属性ごとに分析するなど、課題や強化すべきポイントを詳細に把握し、これに対応した取組を推進されたい。
- ・ 市民意識調査結果について、施策指標の達成率が高いにもかかわらず、市民意識調査における満足度が低いものがあるなど、施策指標の達成率と市民の満足度がうまく結びつかない結果となっていることから、達成率の良さが市民に伝わり、成果を実感できるよう、その手法等の改善・工夫をされたい。
- ・ 市民意識調査について、よりの確に市民ニーズを把握し、その結果を市の取組へつなげていくためにも、市民の意識と市の取組のギャップを把握・分析し、設定した設問の内容や、調査結果の活用における妥当性について十分検証することが必要である。

②

2 基本計画の達成状況に関する意見

※ ○数字は分科会を越えた意見の出所元の分科会（①⇒第一，②⇒第二，③⇒第三）

（１）各基本施策の評価に関する意見

I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

1 保健・医療サービスの質を高める

- ・ 「保健・医療サービスの質を高める」の基本施策については、今後ますます高齢化が進展する中、まずは高齢者が「一次予防」に重点を置いた健康づくりに取り組むことが重要であることから、昨今の健康意識の高まりと合せて、市民の主体的な健康づくりを促進するための「健康づくりの推進」に取り組むことが重要である。
- ・ また、全国的な医師不足への対応や、住み慣れた家庭や地域での在宅医療提供体制の整備などが必要であり、充実した保健・医療サービスが適切に提供されることが求められていることから、市としての取組は限定的にはなるものの、県との連携を図ることなどにより、「地域医療体制の充実」により一層取り組んでいく必要がある。
- ・ 「健康づくりの推進」の施策において、地域における健康づくり活動については、各地域において健康づくり推進組織が設置され、普及啓発活動が精力的に実施されているところであるが、医療費の削減など目に見える成果が十分に現れない理由に、それらの推進組織において、人手不足による組織力の脆弱性が挙げられることから、組織力の強化を図ることが必要である。
- ・ また、特定健康診査の受診率について、市民の健康増進や医療費適正化を図るため、向上策等を講じる必要があるが、そのためにもまずは受診率が上がらない原因を十分分析し、原因を究明するとともに、その上で具体的な受診率向上策を検討することが必要である。
- ・ 「地域医療体制の充実」の施策において、中核病院における医師不足については、栃木県の人口10万対医師数は平均値を下回っており、市民生活の安心に関わる重要な問題なので、市独自で直接的に対応できる課題ではないが、県と十分連携して取り組んでいく必要がある。
- ・ また、医師不足は全国的にも大きな問題であることから、国レベルなど、広域的に対応できるよう、その仕組みづくりについて基礎自治体として強く提案するなどの対策を講じる必要がある。

- ・ また、在宅医療が社会の中でシステム化される流れにある中、地域医療の充実
は市としても強く打ち出す必要があり、医師不足への対応についても、市として
も取り組むべき課題として捉えることが必要である。
- ・ 「国民健康保険の医療費適正化の推進」の施策において、国民健康保険制度の
財政運営の視点から、国民健康保険の医療費についての適正化・安定化を図る必
要性は理解できるものの、医療費の適正化及び抑制については、市民の健康保持
の観点からは他の保険制度も含め、子ども医療費や妊産婦医療費などについても
総合的に勘案しながら検討すべきであり今後の施策の立て方については工夫さ
れたい。また、国民健康保険制度については、自営業者や退職者などで構成して
いる特性などに十分留意する必要がある。

2 高齢期の生活を充実する

- ・ 「高齢期の生活を充実する」の基本施策については、高齢者やその家族がいつ
までも健康で生きがいを持って生活を営めることが必要であることから、支援が
必要になる前の介護予防や健康づくりを促進する「高齢者の自立促進」をより一
層進めることが重要であるとともに、高齢者のノウハウを活かせる場づくりを提
供するための「高齢者の生きがいづくりの充実」に取り組むことが必要である。
- ・ また、地域の高齢者への支援策などについて、市をはじめ、各種団体、関係機
関等から地域に対してそれぞれ別々かつ様々な依頼がされているので、地域は混
乱している。依頼する主体は多種多様であるが、それに対応する地域は一つであ
る。縦割りで行われている多種多様な取組を推進しようとしているが、依頼を受
ける受け皿は一つである。（例 町内会やその他の地域集団）その多くが、それ
を仕事でやっているのではなく、あくまで善意でボランティアな自発的住民が引
き受けているのである。無報酬の素人集団が多様な要望を一手に引き受けている
ことを考慮しなければならない。こうした地域社会の住民の実態に即した見直し
を行い、効果的・効率的に取り組んでいくことが必要である。
- ・ 「高齢者の自立促進」の施策において、自立の促進については、介護予防の取
組だけでなく、その前段の健康な状態のうちに介護予防以外に実施できる取組を
行っていくことが重要となることから、健康づくりの視点における取組を積極的
に取り入れることが必要である。
- ・ また、介護予防の実施については、今後ますます高齢者の趣味・嗜好・考え方
などが多様化することを考えると、従来のルーチン化した魅力のない介護プラン
の枠だけでは対応しきれなくなることが考えられることから、例えば介護予防と
健康づくりを一体的に実施するなど、興味を惹きつけられる介護予防の手法等を

検討することが求められる。

- ・ 「高齢者の生きがいづくりの充実」の施策において、高齢者の生きがいづくりについては、これからの高齢社会、長寿社会において、元気で多様なノウハウを持つ高齢者が数多く地域に入っていくことになることから、こうした方々が活躍できる地域場のづくり、仕組みづくりが必要であるとともに、行政がこれを支援することも必要である。
- ・ 「介護保険事業の充実」の施策において、地域包括ケアシステムについては、時代潮流やニーズを十分踏まえ、予防を含めて地域、在宅で自己完結するようなシステムが構築できるよう、地域資源の連携やサービス支援の確保・充実などの確に対応していくことが必要である。
- ・ また、介護サービス事業について、時代潮流に合った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業内容の適切性・妥当性について随時検証し、必要に応じてサービスの見直し、効率化を図っていくことが必要である。
- ・ また、高齢者や障がい者に対するサービスについては、多種多様なニーズがあると考えられることから、例えば事業者の行う宅配サービスなど、こうしたニーズに対応するサービスの実施がより一層促進されるよう、サービスを行う事業者への支援制度を創設することが必要である。

3 障がいのある人の生活を充実する

- ・ 「障がいのある人の生活を充実する」の基本施策については、地域全体で障がいに対する理解が促進され、障がい者が社会的に自立した生活が送れるよう、障がい者についての地域の理解促進や、就労支援の促進策、生活支援策の充実を図ることが必要である。
- ・ また、障がい者に関する分野は、市民意識調査結果において、施策の満足度・重要度がともに低下しているところであり、関わる機会のない一般の人には見えづらい分野であることから、地域の理解を深めるためにも当該分野の状況や取組内容についての周知の徹底を図られたい。
- ・ 「障がい者の社会的自立の促進」の施策において、障がい者の就労については、工賃を上げていくことは社会全体の問題として捉える必要があることから、計画の中で重点的に取り組んでいく必要がある。
- ・ また、障がい者の就労について、栃木県内における障がい者の雇用率は、全国的にも低い状況であり、障がい者の就労に対する意識が低い状況であることから、計画の中で重点的に取り組んでいくことが必要である。

- ・ 「障がい者の生活支援の充実」の施策において、地域主権戦略大綱等による地域主権改革の関連法案の改正により、障がい福祉サービス事業者の指定等の権限が県から移譲されることによる具体的な課題への対応が必要である。
- ・ また、高齢者や障がい者に対するサービスについては、多種多様なニーズがあると考えられることから、例えば事業者の行う宅配サービスなど、こうしたニーズに対応するサービスの実施がより一層促進されるよう、サービスを行う事業者への支援制度を創設することが必要である。【再掲】

4 愛情豊かに子どもたちを育む

- ・ 「愛情豊かに子どもたちを育む」の基本施策については、今後、少子・高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少する中、出生率の向上策や子育てしながらの就業支援策、地域における子育て環境の向上策など、多面的・総合的な施策を展開していくことが必要であることから、「児童健全育成環境の充実」や「子育て支援の充実」、「ひとり親家庭等への支援充実」、「子どもへの虐待防止対策の強化」に引き続き取り組み、なおかつ、これら施策の再編、総合化、統合化等により、効果的な施策展開が必要である。
- ・ 「児童健全育成環境の充実」の施策において、子育て環境については、地域の中でのすこやかな成長を支援することが必要であることから、地域・家庭での子どもの教育力の向上を図るとともに、身近なところでの子育てを支援する場・交流する場の確保が必要である。
- ・ 「子育て支援の充実」の施策において、保育所の適正配置については、定員数や配置バランスなども重要であるが、質の向上を図ることも重要な課題として捉えられたい。これを評価する方法として、保育士の離職率に着目することも一つの方法として考えられる。
- ・ また、今後、認定こども園への移行が推進されていくが、円滑に移行できるかどうかが重要となることから、人材配置のあり方を含めた受け入れ体制の準備などについて、的確かつ迅速な対応を図られたい。
- ・ 「ひとり親家庭等への支援充実」の施策において、子育て支援・環境の充実については、働く世代の親、特にひとり親や低所得者の場合は子育ての事情について職場や地域の中で理解がされにくく、孤立しがちであることから、相談環境の整備をはじめとした総合的な親への支援策・支援体制の充実が必要である。

- ・ 「子どもへの虐待防止対策の強化」の施策において、虐待防止については、虐待が発生してから取組だけでなく、虐待が発生する前に講じることができる相談等の取組の強化を図る必要がある。
- ・ また、児童虐待防止等に関する地域組織については、半数近くの地区において未設置であるが、各地区には主任児童委員など様々な主体が活動していることから、地域の活動を定着させ、児童虐待を未然に防ぐために、これらの活動主体による児童虐待防止ネットワークを構築する必要がある。また、その対応の主体となっている主任児童委員は、それ以外にも社会的責務を負っていることが多い。こうした様々な社会的ネットワークの核となっている人たちの実情を十分に把握し、過剰な負担にならないよう配慮し、側面から支援するシステムづくりも必要と考えられる。

5 都市の福祉力を高める

- ・ 「都市の福祉力を高める」の基本施策については、増加傾向にあるボランティアが活動しやすい環境づくりの促進や、地域における福祉課題に、市民や団体、事業者などがそれぞれの強みを生かし、連携を図り対応できる地域のネットワークづくりが重要であることから、地域の「市民の福祉活動への参加促進」や「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」に取り組んでいくことが必要である。
- ・ また、福祉力の向上のためには、市民一人ひとりにやさしさや思いやりの気持ちをはぐくまれる「人づくり」の視点に立った福祉のまちづくりをより一層進めることが必要であることから、「ユニバーサルデザインの推進」の特にソフト面での取組を進めることが重要である。
- ・ 「市民の福祉活動への参画促進」の施策において、都市の福祉力や地域力を高めるためにも、疲弊している地域の組織力を高めることが重要であることから、地域包括支援センターや自治会などの様々な地域資源が連携できるよう、地域のネットワークを構築するために必要な支援やコーディネートをしていくことが重要である。
- ・ また、縦割りである行政の施策を検討するための参考として、地域にあるNPO団体は地域が抱える課題・テーマごとに存在しているので、その活動についても注目し、積極的に連携していく必要がある
- ・ 「保健・福祉サービスの総合化の推進」の施策において、24時間の在宅ケアが必要になる地域包括ケアを推進する中においては、ボランティアの養成など、この仕組みを支えるマンパワーを量的に確保していくことが必要であることから、そのためには具体的な戦略を立てて取り組んでいくことが重要である。

- ・ また、今後の地域包括ケアにおいて、人材の確保は重要な課題である一方、栃木県においては介護福祉士や看護師の数が少ないという現状があることから、こうした原因についてニーズ調査を含めて十分分析し、抜本的な対応を図っていくことが必要である。
- ・ また、福祉サービスの現場におけるマンパワーが不足する一方で、若者の就職先がないなどといった問題があることから、こうした施策を飛び越えた状況・問題点を把握している行政がマッチングなどを行い、効果的な施策を講じていけるよう調整する必要がある。
- ・ 「ユニバーサルデザインの推進」の施策において、今後ますます社会の中で必要かつ重要な考え方になってくる一方、特にこころのユニバーサルデザインについては、実生活における理解の浸透が不足していると感じられることから、意識啓発の強化が必要であるとともに、そのためにも子どもの頃からの中長期的な取組が必要である。
- ・ 「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」の施策において、福祉活動の担い手については、地域における福祉力の維持・強化が求められる中、今後ますます介護サービスや地域活動の担い手、医師などの不足が大きな問題となってくることが予測されることから、より具体的・戦略的にこれら担い手の量的確保・質的向上策を講じていくことが必要である。

6 日常生活の安心感を高める

- ・ 「日常の安心感を高める」の基本施策については、東日本大震災により顕在化した危機管理のあり方や放射線対策、食の安全などの課題に対応できるよう、防災対策の強化に重点的に取り組んでいくことが必要であり、「危機管理体制・危機対応能力の充実」の施策については防災対策の強化の中で取り組むとした包含関係による整理が相応しいと考えられる。
- ・ また、従来から展開してきた「防犯対策の充実」をはじめとする各種施策についても時代潮流に応じた展開となるよう十分精査しながら引き続き多面的な展開が必要であると考えられる。
- ・ 「防犯対策の充実」の施策において、防犯対策については、犯罪の手法が多様化・巧妙化していることから、見守り型の取組だけでなく、高齢者や子どもへの多面的な取組が必要であるとともに、身近なところで対策を図れる仕組みづくりの検討や意識啓発の強化が必要である。

- ・ 「交通安全対策の充実」の施策において、交通安全の取組については、本市は自転車のまちづくりを掲げており、その利活用の推進を図っているところであるが、一部の高齢者や高校生に見られる危険運転やルール・マナー違反など、自転車利用者の安全性の向上やルールの周知徹底などについて、学校、警察等の関係機関と連携した取組をさらに強化してもらいたい。
- ・ 「危機管理体制・危機対応能力の充実」の施策において、東日本大震災の影響については、放射線や防災対策への的確な対応が必要であることから、施策体系を再整理し、計画的に実施されたい。
- ・ また、リスクマネジメントについては、発生した事態やそこでの問題・課題がどれだけ重大かを的確に感じられることが重要であり、そうした人材、組織の準備が必要である。
- ・ また、施策の大綱Ⅲの「廃棄物の適正処理の推進」の施策については、東日本大震災の影響もあり、廃棄物に含まれる放射性物質や大気中及び土壌内の放射性物質の問題が注目される状況であることから、放射性物質への対応を今後の課題として考えることが必要である。【再掲】②
- ・ 「消費生活の向上」の施策において、消費生活の向上策については、成人を迎える年代である高校生や大学生などが悪質商法のターゲットになりやすいことから、学生への正しい知識の習得を進めるための大学と連携した取組をさらに進めてもらいたい。
- ・ また、消費生活の安定・向上を図るため、企業として消費者講座・教室などに参加している事業者も多いことから、こうした企業と連携・協力を図ることも検討されたい。
- ・ 「食品の安全性の向上」の施策において、東日本大震災の影響については、食の安全への的確な対応が必要であることから、施策体系を再整理し、計画的に実施されたい。
- ・ 「健康危機管理対策の強化」の施策において、原発事故の影響については、市民が自身の健康状態に安心することができるよう、放射線等への積極的な対応を図ることとし、データに基づく安全・安心のPRなどの情報提供を行うことが必要である。

- ・ また、施策の大綱Ⅲの「廃棄物の適正処理の推進」の施策については、東日本大震災の影響もあり、廃棄物に含まれる放射性物質や大気中及び土壌内の放射性物質の問題が注目される状況であることから、放射性物質への対応を今後の課題として考える必要がある。【再掲】 ②

Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなところを育むために

1 生涯にわたる学習活動を促進する

- ・ 「生涯にわたる学習活動を促進する」の基本施策については、一定の達成状況にあるが、学習成果を地域のさまざまな活動につなげていくことが重要であり、学習機会の創出や事業内容の充実を図りながら、こうした仕組みが構築されるよう、取り組んでいく必要がある。
- ・ 「社会をつくる人づくりの推進」の施策において、生涯学習活動などを通して地域のまちづくりなどに貢献するためには、実際の活動にむすびつくよう、講座等の事業内容を工夫することが重要である。
- ・ 「家庭・地域の教育力の向上」の施策において、地域全体で子どもを育成するためには、家庭や地域の教育力の向上が重要であり、宮っ子ステーション事業のコーディネーター間の連携強化や、気軽に参加できるような事業の実施などにより、家庭や地域と連携して取り組んでいく必要がある。
- ・ 「生涯学習活動への支援充実」の施策において、生涯学習については、学ぶ機会の創出や地域における学習成果の活用が重要であり、今後は、人材かがやきセンターなどの事業内容や図書館事業の充実を図るとともに、市内にある生涯学習センターのネットワーク化や学習成果を活かせる環境づくりを課題として捉え、取り組んでいく必要がある。
- ・ また、地域に関する歴史や文化、自然、観光、暮らしなど様々な分野の知識を深めるご当地検定等の取組については、最近全国的に話題となっており、宇都宮の魅力を伝える「おもてなし力」の向上につながるとともに、生涯学習の一環としても有効であると考えられることから、生涯学習活動支援の取組とも連携し、積極的に取り組んでいくことが効果的である。【再掲】

【指標に関する意見】

- ・ 「社会をつくる人づくりの推進」の施策の指標については、参加者数などの活動量で評価するのではなく、満足度などの利用者の経験を反映できるような指標とすることを検討されたい。
- ・ 「家庭・地域の教育力の向上」の施策の指標については、活動者数などの活動量で評価するのではなく、事業内容にも配慮した指標とすることを検討されたい。

2 信頼される学校教育を推進する

- ・ 「信頼される学校教育を推進する」の基本施策については、概ね順調に実施されているが、子どもの健全育成には、小中学校における取組のみならず、地域との連携が不可欠であり、地域学校園を中心に、幼稚園や保育所との連携や、高校や大学との連携が図られるよう、取り組んでいくことが必要である。
- ・ 「学力向上の推進」の施策において、児童生徒の基礎学力の向上を図るだけでなく、学ぶことの意義を理解し、将来への夢や希望を育むことができるよう、小中一貫教育において、系統性のある指導に取り組んでいく必要がある。
- ・ 「豊かな人間性と健やかなからだの育成」の施策において、地産地消については、食についての意識を高め、感謝の気持ちや理解を深める学校給食を通した食育の取組とも関係してくることから、それぞれが連携を図りながら、今後も重点的な課題として推進していくことが必要である。【再掲】
- ・ 「地域と連携した独自性のある学校経営の推進」の施策において、魅力ある学校づくり地域協議会については、各小中学校において地域の実情にあわせた学校支援等を行っており、教職員の連携だけではなく、協議会間において、活動内容や課題解決のための対応などの情報共有を図りながら、更に発展させていく必要がある。
- ・ また、子どもの健全育成にも効果があることから、地域との関係が途切れないよう、地域学校園のみならず、幼稚園や保育所との連携や、高校や大学との連携を視野に入れ、取り組んでいく必要がある。
- ・ 「教育環境の充実」の施策において、現在、学校施設の耐震化など、学校施設の整備に積極的に取り組んでいるが、教育環境の整備にあたっては、子どもの健全育成の視点が重要な要素であることから、学校施設整備の促進だけでなく、ソフト面、ハード面を問わず、学校周辺の環境整備も含めた環境づくりを進める必要がある。
- ・ 「特別支援教育の充実」の施策において、特別支援教育については、特別支援学級や特別支援教室での指導などにより、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が行われているが、今後は、インクルーシブ教育の視点を踏まえ、取り組んでいくことが重要である。

- ・ 「高い指導力と情熱をもつ教職員の育成」の施策において、教職員の育成については、教職員の負担軽減やモチベーションの向上に配慮するとともに、教職員同士の情報共有や実践的な研修などを通して、専門性や指導力の向上に取り組んでいく必要がある。
- ・ 「幼児教育の充実」の施策において、幼児教育については、子育てサロンや子どもの家などにおいて、親子の交流や相談事業が実施されているが、地域コミュニティの希薄化が進んでいることから、空き店舗などを活用した交流スペースの設置など、身近な地域における教育環境の整備に取り組んでいく必要がある。
- ・ 「高校、高等教育の充実」の施策において、学校教育の推進にあたっては、小中学校における教育環境の充実を図るだけでなく、高校や大学と連携できるよう、取組を充実することが望ましい。
- ・ また、地域産業を担う人材育成について、現在行われているロボットコンテストなど、高度な技術の継承やものづくりへの興味関心につながるような、教育分野とリンクした人材育成などの取組を強化していく必要がある。【再掲】

【指標に関する意見】

- ・ 「地域と連携した独自性のある学校経営の推進」の施策の指標については、事業数ではなく、事業内容にも配慮した指標を設定することを検討されたい。

3 個性的な市民文化・都市文化を創造する

- ・ 「個性的な市民文化・都市文化を創造する」の基本施策については、順調に実施されているが、本市の文化芸術活動を維持・向上させ、文化財などの文化的資源を守り、継承していくためには、担い手の育成が重要であり、それぞれの施策において、子どもを意識した取組の充実を図ることが必要である。
- ・ 「文化活動環境の充実」の施策において、文化活動については、市民芸術祭やジュニア芸術祭など、日ごろの成果を発表する場は充実しているが、本市の文化活動を更に発展させ、郷土愛を醸成していくためには、その担い手となる子どもを中心に、質の高い、優れた文化に触れる機会の充実や体験型事業の充実も必要である。
- ・ また、「うつのみや大道芸フェスティバル」などの特色ある取組については、市の個性や魅力を高める上で有意義であり、また、中心市街地への人の流れも見込めることから、引き続き積極的に進めていくことが重要である。【再掲】

- ・ 「文化的資源の掘り起こし、保存、継承」の施策において、文化財や伝統文化の保存・継承については、市民協働事業が活発化している一方で、若年層の参加が課題となっており、次代の担い手となる青少年の育成に、取り組んでいく必要がある。
- ・ また、地域産業を担う人材の育成のうち、伝統産業の技術継承・後継者育成の取組については、市内に根ざした文化的資源の保存・継承の取組とも関連する課題であることから、一体的に取り組んでいくことが望ましい。【再掲】

4 生涯にわたるスポーツ活動を促進する

- ・ 「生涯にわたるスポーツ活動を促進する」の基本施策については、概ね順調に実施されていると考えられるが、少子高齢化が進んでいることから、市民一人ひとりが自分にあったスポーツに取り組むことができるよう、地域資源などを活用しながら、各世代に応じた取組を進めることが必要である。
- ・ 「スポーツ活動環境の充実」の施策において、少子化により子どもの数が減少しつつあることから、地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの活動団体への支援を通して、子どもがスポーツに親しめる環境づくりにも配慮されたい。
- ・ 「スポーツを支える人材の育成、団体の活性化」の施策において、本市においては、プロスポーツチームへの支援を行っているが、チームの活躍により、市民の興味・関心が高まっていることから、更なる向上が図られるよう、今後は「見る」機会を捉えた取組を充実する必要がある。
- ・ また、プロスポーツを観光資源として活用することで観光客誘致の起爆剤となることが期待できることから、観光と連携した施策展開を進めていく必要がある。【再掲】

5 健全な青少年を育成する

- ・ 「健全な青少年を育成する」の基本施策については、雇用情勢の悪化などによりニートや引きこもりの解消に一部課題があるものの、概ね順調に実施されており、より実効性のある取組となるよう、子育て支援などと連携した施策展開に取り組んでいく必要がある。
- ・ 「非行・問題行動の未然防止」の施策においては、スポーツ活動などによる規範意識の醸成や巡回指導等の取組は有効であり、地域住民などの理解と協力を得ながら、引き続き取り組んでいく必要がある。

- ・ また、家庭における養育環境の低下が課題となっており、地域との連携を図るほか、家庭の教育力の向上を図る親学と連携した施策展開も検討されたい。

Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために

1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する

- ・ 「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」の基本施策については、今後ますます地球温暖化対策に係る自治体の取組が重要になってくる中、ＣＯ２排出量等の客観的なデータを踏まえながら、各施策・事業を推進していく必要がある。
- ・ また、各事業に係る具体的なＣＯ２排出量削減等の効果を明確化するとともに、各施策・事業の指標についても、市民の取組や努力の成果がわかるよう、本市独自の指標設定を行うなど、柔軟な取組が求められる。
- ・ また、新エネルギー施策について、地域におけるエネルギー自給率の向上に取り組む必要があることから、震災後の一時的な対応とならないよう、数多くある環境関連施策の一つとして検討するのではなく、個別の施策として打ち出すことが効果的である。
- ・ 「環境保全行動の推進」の施策において、市民意識調査結果においては、女性の満足度が高いのに対し、男性の満足度は低く、男性より女性の方が環境保全活動に関わっている可能性があることから、今後、企業や小中学校等と連携した男性の環境保全活動への参画に係る取組が重要である。
- ・ また、環境保全行動を推進していくにあたり、「社員が環境保全活動に関わっている会社を評価する宇都宮市ＣＳＲ認証制度の活用」や「市内の小中学校で『父親との環境保全活動』を宿題にする」などの取組が考えられる。
- ・ 「地球温暖化対策の推進」の施策においては、高効率機器、新エネ・省エネ機器設置に関する補助等が行われているが、住宅などの建築物全体に係るエネルギー性能の向上、ＣＯ２排出量の削減に関する取組が必要である。
- ・ また、温暖化対策に係る取組については、成果が中長期的に現れ、リアルタイムではわかりにくいことから、例として「市民の誰もがわかるような、市のエネルギーの数％を賄うような超大型の自然エネルギー発電システムを設置する」「自然エネルギー豊富な市町村と、ニュースになるくらい大量の自然エネルギー電力取引契約を行う」など、取組状況が市民に可視化できるような取組も検討されたい。
- ・ また、市民が地球温暖化対策への行動を起こすきっかけとして、「もったいない運動」の認知度を上げていく必要がある。

- ・ また、共同の場所における省エネを推進する必要がある、例えば、自治会ごとに対応している防犯灯については、節電のために消灯している箇所も見受けられるが、それでは本来の役割を果たしていないということになるため、設置箇所や高効率照明の使用など、防犯と省エネの両面から、設置に係る基準を設けることについて検討されたい。
- ・ また、地球温暖化対策に対する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民意識調査結果を取組に反映できるよう、個別のアンケート調査や市民満足度のとり方を検討し、具体的な対応につなげていくことが求められる。
- ・ 「ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（３Ｒの推進）」の施策においては、市民のごみ減量化や分別などに係る意識の向上に向け、特に家庭系ごみの排出に密接に関わっている主婦層に、宇都宮市の数年先の見通しが厳しいという現状を知ってもらうことが重要である。
- ・ また、家庭系ごみの排出量もリサイクル率もほとんど変わっていない一方、事業系ごみの排出量は総量・資源ごみの量ともに大幅に減少していることから、家庭ごみの排出量を減少させるための検討課題として、家庭ごみの有料化などが考えられる。
- ・ また、市民が「ごみが出ないような商品」を購入できる環境づくりが重要であり、一定規模以上の小売店に、販売した商品から出る梱包・包装ごみについて、その店で引き取り事業ごみとして処理することを義務付けるといった取組などを検討されたい。
- ・ また、バイオマスタウンの取組については、地域でのエネルギーの自立性が求められる動きがある中で、今後重要な課題になると考えられる自然エネルギーの取組の一つとして推進していくことが必要である。【再掲】③
- ・ 「廃棄物の適正処理の推進」の施策においては、東日本大震災の影響もあり、廃棄物に含まれる放射性物質や大気中及び土壌内の放射性物質の問題が注目される状況であることから、放射性物質への対応を今後の課題として考えることが必要である。
- ・ また、市民意識調査において不満度が高い地域では、不法投棄が減っていない等の問題がある可能性があることから、当該地域について重点的に不法投棄の監視を行うなどの取組が必要である。また、廃棄物の不法投棄について厳しい罰則を設けるとともに、市や県の行政区域をまたいで行われる不法投棄には、他市町村・都道府県との密接な連携を図った上で対処し、その取組を市民に周知していくことが必要である。

- ・ 「良好な生活環境の確保」の施策においては、東日本大震災の影響もあり、廃棄物に含まれる放射性物質や大気中及び土壌内の放射性物質の問題が注目される状況であることから、放射性物質への対応を今後の課題として取り組むことが必要である。
- ・ また、建物内の安全な空気環境を確保する取組として、学校や住宅などのシックハウス対策についても、例えば、建築基準法を上回る独自基準の採用や、何かあった場合にも迅速に対応できる体制の整備などを検討されたい。
- ・ また、市民意識調査結果において、本施策の重要度が高いにもかかわらず、満足度が低いことから、その原因が、騒音に対するものなのか、大気汚染・水質汚染に対するものなのか、十分分析し、それに対応した取組を行っていくことが重要である。

【指標に関する意見】

- ・ 「地球温暖化対策の推進」の施策の指標として、より実効的な温室効果ガスの削減に結び付けていくために、「地域エネルギー自給率」とすることを検討されたい。
- ・ 「廃棄物の適正処理の推進」の施策の不法投棄発生件数の施策指標について、発生件数は減少していることがわかるが、全体の不法投棄の総量が把握できないことから、指標のとり方を検討されたい。

2 良好な水と緑の環境を創出する

- ・ 「良好な水と緑の環境を創出する」の基本施策については、都市化の進展や昨今の異常気象などにより、豪雨時の溢水被害に対応できる河川環境の創出や、生物多様性の観点などから、自然環境の保全を進めていくことが必要である。
- ・ また、都市化が進む中、良好な水と緑を創出し、市民が身近に自然と親しめる環境を創出することが大切であることから、「緑の保全・育成」の取組についてより一層推進していく必要がある。
- ・ 「快適な河川環境の創出」の施策においては、市が構想する「川づくりがどういうものなのか」を強く打ち出し、それが市民の意向と合致しているのか確認した上で、整備を進めていくことが必要であり、特に、遊泳可能な川に戻すことを目標とされたい。また、開発にあたり、葦原や生態系の保護、環境保全型護岸への切り替えなどが必要である。

- ・ 「自然環境保全の推進」の施策において、河川水の環境基準評価については、平成13年度から一部未達成の河川が固定化されていることから、もともと恵まれていた水質が、工業用排水や生活排水により汚染されているという事実を強調するとともに、水質を維持していくための具体的な対策が必要である。
- ・ 「緑の保全・育成」の施策においては、中心市街地の緑化を強力に推進していく必要があり、過度な剪定を避けるなど、ヨーロッパの街並みなどを参考にした取組も検討されたい。

【施策の構成に関する意見】

- ・ 「快適な河川環境の創出」の施策においては「治水対策」に、「自然環境保全の推進」の施策においては「河川の環境保全・育成」に、それぞれ主眼を置いた取組を行い、また、「緑の保全・育成」の施策における都市緑化運動の取組については、「緑と憩いの拠点づくりの推進」の施策において取り組むことを検討されたい。

【指標に関する意見】

- ・ 「緑の保全・育成」の施策の施策指標については、本基本施策の目的が良好な水と緑を創出することであり、これを構成する施策の中でも代表的な施策であると考えられることから、緑地保全活動の参加人数ではなく、航空写真等を活用した面積の増減などを指標とすることについて、検討されたい。

3 上下水道サービスの質を高める

- ・ 「上下水道サービスの質を高める」の基本施策については、市民生活を支える重要なライフラインの確保・向上を図ることが必要である中、施策指標の達成状況においては一部不十分なものが見受けられることから、引き続き、各施策の推進、充実が求められる。
- ・ 「水道水の安心給水の推進」の施策においては、水道水の給水について、市民意識調査では年齢別では20～40歳代、地域別では上河内・河内地域の不満足度が高いことから、その理由について明確にして改善する必要がある。
- ・ また、安心安全な水道水を供給するにあたり、宇都宮市内の水道施設の整備だけでなく、荒廃・開発により水源林の保全が妨げられないよう、市内市外を問わず積極的に関与していくことが望ましい。
- ・ また、消費者が安心して水道水を使用できるよう、水道水の放射能モニタリングの継続的な実施とモニタリング結果の迅速な公開を行う必要がある。

- ・ また、水質の良さは、ブランドとしてよりアピールしていくことが求められる。
- ・ 「下水の適正処理の推進」の施策においては、下水対策に係る政策では、市の財政負担やコンパクトシティの考え方を踏まえ、秩序ある公共下水道整備を行うとともに、公共下水道計画区域外における合併浄化槽の設置を一層促進していく必要がある。
- ・ 「上下水道施設・資源による環境保全の推進」の施策における取組内容と、「地球温暖化対策の推進」の施策における取組内容の関係性について、様々な市有施設がそれぞれに環境の取組をしている中で、水道施設に関する取組のみが施策として特出しされていることに違和感があることから、施策の体系の見直しの際に考慮されたい。
- ・ 「顧客重視経営の推進」の施策においては、顧客を重視した経営を推進することは必要なことであるが、市行政の効率化などの観点から、「上下水道サービスの質を高める」という括りではなく、施策の大綱Ⅵの「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」の中で検討されたい。

4 快適な住環境を創出する

- ・ 「快適な住環境を創出する」の基本施策については、一定の達成状況にあるが、少子高齢化の進展や、社会情勢の変化、ライフスタイルの多様化などに対応できる「快適な住宅の供給と取得支援の充実」や「居住環境の向上」などに取り組んでいくとともに、安全安心な住環境意識の高まりなどに対応できる「住宅の安全性・環境性の向上」により一層取り組んでいくことが必要である。
- ・ 「快適な住宅の供給と取得支援の充実」の施策においては、住宅施策について、中心市街地活性化のための若年夫婦世帯に対しての家賃補助が実施されているが、市民の多様なライフスタイルを踏まえ、高齢者への支援も含め、市域全体にバランスよく住宅供給や取得支援策を展開していく必要がある。
- ・ また、快適な住宅の供給と取得支援の充実について、市民意識調査では20歳代男性の不満度が極めて高いものとなっているので、まずその問題を捉え、課題を明らかにされたい。
- ・ また、住宅の取得支援については、居住環境に関する情報提供をワンストップで行う体制の整備や、自治会ごとの取組や個性について積極的に情報発信を行うなど、住宅取得者が居住地を選択する際の判断材料を提供するような取組が必要である。

- ・ また、市街地の空き家が放置されたままになっている一方で、若い世代が農地を転用して家を新築するような状況が見受けられることから、市街地の空き家を活用する仕組みの検討など、総合的な空き家対策が必要である。
- ・ また、大学との連携により、空き家の活用方策を検討するなど、宇都宮の魅力を知ってもらったうえで、若者の定住につながるような取組について検討されたい。
- ・ 「住宅の安全性・環境性の向上」の施策においては、課題に住宅の耐震化があるが、国のシステムにとらわれず、耐震化に係る市民の費用負担や生活の事情などを勘案し、例えば、寝室だけ耐震化するなどといった、柔軟な支援制度が対応策の一つとして考えられる。
- ・ また、住宅の耐震性については、施策目標として位置付けられているが、住宅の環境性能についても同程度の施策目標を位置付ける必要があると考えられる。
- ・ また、住宅の耐震化については、早急に対応すべき課題であり、耐震診断をはじめ、建替え、補強など、対象に応じた効果的な補助制度の充実を検討されたい。
- ・ また、「住宅の安全性の向上」では耐震性能向上のための改築への補助、「住宅の環境性の向上」では断熱性能向上等のための改築への補助・太陽電池等の設置補助などを行っていくことを検討されたい。
- ・ 「居住環境の向上」の施策においては、中心市街地における集合住宅の立地が増加する中、こうした集合住宅の近隣における生活環境が十分でないケースもあり、居住者の長期的な定住に結びつかないことが懸念されることから、中心市街地及びその近傍での集合住宅に関する環境整備・向上策やコミュニティ強化策などを講じる必要があると考えられる。
- ・ また、施策指標が「地区計画導入地区数」となっているが、これに限定せず、総合的に居住環境の向上を図る上での施策評価が必要と考えられる。

【施策の構成に関する意見】

- ・ 「住宅の安全性・環境性の向上」の施策において、2つの取組内容が混在しているため、市民にとってわかりにくいといった印象を受けることから、施策名を「住宅の安全性の向上」と「住宅の環境性の向上」の2つに分けることを検討されたい。

【指標に関する意見】

- ・ 「快適な住環境」が創出しているかどうかの目安として、日照・風通し・景観の向上などが相応しいものと考えられるため、本基本施策を構成するいずれかの施策において、指標設定の際に考慮されたい。

Ⅳ 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために

1 地域産業の創造性・発展性を高める

- ・ 「地域産業の創造性・発展性を高める」の基本施策については、社会経済環境の変化に対応し、地域特性を活かした競争力のある産業の振興に取り組むことが重要であることから、戦略的な産業集積の促進や各産業の基盤強化、産業間の連携などに取り組んでいく必要がある。
- ・ 「地域特性を活かした産業集積の促進」の施策において、市内企業の競争力を高めていくことが重要であることから、市内の産業集積の状況について把握した上で、効果的な誘致推進や各産業間の連携等に取り組んでいくことが必要である。また、「新規開業・新事業創出の促進」の施策と連携を図っていくことが課題である。
- ・ また、企業誘致の推進については、他地域との競合の中で宇都宮を選んでもらうため、企業が進出することで得られる具体的なメリットを打ち出し、併せて、取組内容について一層の周知を図っていくことが必要である。
- ・ また、雇用環境の維持や税収など市への影響を考えると、新規開業や企業誘致と併せて、現在市内にある企業にとどまってもらうことも重要であり、今後も宇都宮に定着してもらうための仕組みを構築していくことが必要である。
- ・ 「新規開業・新事業創出の促進」の施策において、新規開業については、経済環境や市内における開業の実態を踏まえると、楽観できる状況ではないと考えられることから、引き続き厳しい状況にあるという認識に立って、施策事業を展開していく必要がある。
- ・ また、新規開業にあたっては、事業の実現性を高めるため、商工会議所などで、継続的に起業のアイデアを相談でき、適切なアドバイスを受けることで、ビジネスプランのブラッシュアップが図られるような場の設置が求められる。
- ・ また、新事業を創出する環境を整えていく上で、資金的に余裕のある個人が、将来性のある新規企業などに積極的に出資できる仕組みづくりを啓発も含めて行っていく必要がある。
- ・ 「就業・雇用環境の充実」の施策において、障がい者の就労環境については、依然として一般企業への就職が難しい状況にあり、経営者の理解を深める取組が更に必要であると考えられることから、積極的に啓発を行っていく必要がある。

- ・ また、障がい者の就労について、栃木県内における障がい者の雇用率は、全国的にも低い状況であり、障がい者の就労に対する意識が低い状況であることから、計画の中で重点的に取り組んでいくことが必要である。【再掲】①
- ・ また、福祉サービスの現場におけるマンパワーが不足する一方で、若者の就職先がないなどといった問題があることから、こうした施策を飛び越えた状況・問題点を把握している行政がマッチングなどを行い、効果的な施策を講じていけるよう調整する必要がある。【再掲】①
- ・ 「地産地消の推進」の施策において、地産地消については、食についての意識を高め、感謝の気持ちや理解を深める学校給食を通した食育の取組とも関係することから、それぞれが連携を図りながら、今後も重点的な課題として推進していくことが必要である。
- ・ また、市内には、地産地消に取り組む本格的なレストランが沢山あり、このような店を更に市内外にPRすることが効果的であると考えられる。
- ・ また、施策の大綱Ⅲの「廃棄物の適正処理の推進」の施策については、東日本大震災の影響もあり、廃棄物に含まれる放射性物質や大気中及び土壌内の放射性物質の問題が注目される状況であることから、放射性物質への対応を今後の課題として考えることが必要である。【再掲】②

2 商工業の活力を高める

- ・ 「商工業の活力を高める」の基本施策については、商工業を取り巻く厳しい環境が続く中、市内商工業の持続的な発展を実現するためには、事業者の活力を高めることが必要であることから、事業者による主体的な取組を促進するとともに、商工業の活性化に資する意欲ある取組の後押しとなるような支援に取り組むことが重要である。
- ・ 「商店街の魅力向上」の施策において、商店街の魅力向上を図る上では、世帯の動きを見ることにより、近い将来の予測が立てられるなど、施策を展開していく際の重要な情報になると考えられることから、外部要因として所得の推移や世帯動向などのデータの活用についても更に検討されたい。
- ・ また、中心商業地については、賑わいを取り戻すための人が集まる仕掛けづくりが引き続き課題であり、例えば、最近の若い世代は、子どもが楽しめて親はその周囲でゆっくり寛げるような場を求めている傾向があることから、まちなかに子どもの遊び場と併設して若者や高齢者が寛げる場所を作るなど、具体的な市民ニーズを踏まえた集客の取組が必要である。

- ・ また、商店街の客の減少の理由として、商店街としての魅力が欠けているという状況も大きな理由として考えられることから、世界的な不況の影響など外部要因による認識だけではなく、各商店の魅力向上の視点を持ち、集客増につなげていくための取組を進めていく必要がある。
- ・ また、商店街に魅力を与える仕掛けづくりについては、基本は商店主等事業者が主体的に取り組んでいくものであるが、行政においても意欲ある取組の後押しとなるよう、一定の支援を行っていく必要がある。
- ・ また、商店街の魅力を高めていくためには、街なかで開催されているイベント内容を更に工夫することや、必要に応じ、商店の活性化が図られるような許可・規制の緩和を行うことなどが求められる。
- ・ 「中小企業の経営・技術革新の促進」の施策において、地域産業を担う人材の育成のうち、伝統産業の技術継承・後継者育成の取組については、市内に根ざした文化的資源の保存・継承の取組とも関連する課題であることから、一体的に取り組んでいくことが望ましい。
- ・ また、地域産業を担う人材育成について、現在行われているロボットコンテストなど、高度な技術の継承やものづくりへの興味関心につながるような、教育分野とリンクした人材育成などの取組を強化していく必要がある。

3 農林業の付加価値を高める

- ・ 「農林業の付加価値を高める」の基本施策については、農業担い手の育成・確保や産地力の向上などによる農業基盤の維持に加えて、今後は、環境に配慮した取組についても一層重要となってくることから、これらの施策に重点的に取り組んでいく必要がある。
- ・ 「安定した水田農業基盤の確立」の施策において、農業基盤の確立については、新規就農者が増加することで、食料自給率の向上や、空き農地の減少等が期待できることから、市の受け入れ体制の充実を図っていくことが課題である。
- ・ また、農業の担い手の育成に加えて、集落営農の組織化や、農業への参入を検討している企業等への後押しとなるような支援も求められる。
- ・ 「農産物の産地力の向上」の施策において、市内農業を維持していくため、農産物の収益性の向上を図る必要があり、高くても売れるような品質・価値の高い農産物の生産や販路の開拓、6次産業化の取組へ向けた支援を一層充実していくことが課題であると考えられる。

- ・ 「環境と調和した農林業の推進」の施策において、バイオマスタウンの取組については、地域でのエネルギーの自立性が求められる動きがある中で、今後重要な課題になると考えられる自然エネルギーの取組の一つとして推進していくことが必要である。
- ・ また、林業については、近年森林の手入れが行き届かないことによる災害の発生などが問題になっており、間伐材を含む木材の更なる活用促進を図るなど、適正な森林整備につながる施策の検討が課題である。
- ・ また、安心安全な水道水を供給するにあたり、宇都宮市内の水道施設の整備だけでなく、荒廃・開発により水源林の保全が妨げられないよう、市内市外を問わず積極的に関与していくことが望ましい。【再掲】②

4 魅力ある観光と交流を創出する

- ・ 「魅力ある観光と交流を創出する」の基本施策については、観光ニーズの変化に対応し、地域のポテンシャルを活かした観光機能の強化に取り組むことが重要であることから、更なる宿泊需要の取り込み強化や、様々な観光資源の活用促進などに取り組んでいく必要がある。
- ・ 「おもてなしの向上」の施策において、県外からの誘客を増加させる取組については、市内の観光資源を活かした着地型観光の推進だけでなく、会議、研究会などが開催できるコンベンション機能の充実や、日光・那須などの県内観光地に訪れた客の宿泊需要を取り込む工夫を検討していくことが必要である。
- ・ また、宇都宮は観光・ビジネス問わず、県外からの来訪者にとってハブ的機能を有しており、宿泊需要など、依然としてポテンシャルを秘めていることから、引き続き機能の強化を図っていく必要がある。
- ・ また、本市には非常に多くの人を訪れることから、「おもてなしモニター制度」については、本市に来たときの第一印象となる公共交通機関や駅周辺の店舗等を対象とするなど、効果的な進め方を検討されたい。
- ・ また、地域に関する歴史や文化、自然、観光、暮らしなど様々な分野の知識を深めるご当地検定等の取組については、最近全国的に話題となっており、宇都宮の魅力を伝える「おもてなし力」の向上につながるとともに、生涯学習の一環としても有効であると考えられることから、生涯学習活動支援の取組とも連携し、積極的に取り組んでいくことが効果的である。
- ・ 「観光資源の活用促進」の施策において、本市にはプロスポーツが多く存在しており、これを観光資源として活用することで観光客誘致の起爆剤となることから、観光と連携した施策展開を進めていく必要がある。

- ・ また、市内小中学校の2学期制導入を観光に活かして、他地域との休日のずれに民間の休日を合わせるよう働きかけるなど、工夫した取組を検討されたい。
- ・ また、「うつのみや大道芸フェスティバル」などの特色ある取組については、市の個性や魅力を高める上で有意義であり、また、中心市街地への人の流れも見込めることから、引き続き積極的に進めていくことが重要である。

V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために

1 機能的で魅力のある都市空間を形成する

- ・ 「機能的で魅力のある都市空間を形成する」の基本施策については、ネットワーク型コンパクトシティの実現化に向けて具体的な施策を構築することが必要である。また、その各拠点に存在する公園は、平常時に加え、災害時には市民の避難場所となるなど防災上重要な役割を持たせる必要がある。
- ・ また、景観については、景観形成重点地区の指定をしているが、市民満足度や重要度が低いため、市民との連携・協力により、地域の特性に応じた保全・創出が必要である。
- ・ また、コンパクトシティの形成に向けては、拠点化や公共交通基盤の形成などの取組だけでなく、現在の自治会などを通じた人のつながりを大切に、地域の助けあいを強化していくことが求められる。
- ・ 「地域特性に応じた土地利用の推進」の施策において、市が構想する「ネットワーク型コンパクトシティ」については、拠点形成にかかる考え方等が市民の意向と合致しているのか確認した上で、それぞれの拠点における機能・役割分担を明確にしていくことが求められる。
- ・ また、郊外部への宅地造成が進み、その周辺に商業地ができるなど、まちがスプロール化していることから、コンパクトシティの考え方を十分に整理し、地域特性を定めて、規制等もうまく利用したまちづくりの方向性を考えることが必要である。③
- ・ また、満足度が年齢低下に伴い減少していることについて、その原因を把握することが求められる。
- ・ また、コンパクトシティについて、市民に理解してもらうための活動を行うことが大切である。
- ・ 「都市機能の適正配置と機能間連携の推進」の施策において、幹線道路の整備については、今後の少子高齢化による人口減少社会の進行と、既設道路の老朽化により、既設道路の維持・更新を行うとともに、公共交通や自転車道の整備など環境にやさしい街づくりを中心に進めていくことが求められる。
- ・ また、「都市機能の適正配置と機能間連携の推進」に係る満足度が若年層で低くなっていることについて、その原因を把握することが求められる。

- ・ 「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」の施策において、市街地再開発事業の促進とあわせて、エネルギー消費削減やCO₂削減などの環境配慮、省エネルギー対策が推進されるような取組を行うことを検討されたい。
 - ・ また、再開発事業については、数十年に1度の機会であるため、週末の街の賑わいを創出することができる魅力ある店舗づくりや、都市・街の顔になる良好な市街地が形成されるよう、事業内容について十分検討されたい。
 - ・ また、中心市街地の活性化策として、中心部に流入した居住者の意識調査などを行い、都心居住促進に関する施策を検討されたい。
 - ・ また、まちの魅力は、車両の交通量ではなく、歩行者が増加することにより高まっていくものと考えられることから、中心市街地に歩行者が集まるような誘導・しかけづくりを行っていくことが必要である。
 - ・ 「ネットワーク型コンパクトシティ」の拠点形成に際して、具体的にどのような拠点を形成するかについて市、市民、事業者が共同で検討するようなプロセスを検討する必要がある。
 - ・ また、「ネットワーク型コンパクトシティ」については、公共交通網がつながる核において、地域の住民や自治会などの主体的な活動により、活性化や成長がなされることが重要であり、そのため、核となる区域や特性などの明確化に取り組んでいく必要がある。
-
- ・ 「緑と憩いの拠点づくりの推進」の施策において、市中心部における公園、緑地、水辺などの整備計画については、平常時利用と災害時利用を踏まえた配置計画、利用計画等を検討されたい。
 - ・ また、公園整備について、市民一人当たりの公園面積の目標を達成しているが、遊具の老朽化への対応等公園の質的な側面への対応が求められる。
 - ・ また、「緑と憩いの拠点づくりの推進」について、市民満足度調査結果から公園の整備状況については十分であるとはいえない状況であり、特に、河内地区における満足度が低いことから、その理由を十分分析した上で、この地域への必要な取組を行うことが求められる。
 - ・ また、「緑の保全・育成」の施策における都市緑化運動の取組については、「緑と憩いの拠点づくりの推進」の施策において取り組むことを検討されたい。【再掲】
-
- ・ 「都市景観の保全・創出」の施策において、「都市景観基本計画」や市の策定する「景観計画」等については、効果的、効率的な景観づくりを進めるためにも、計画内容が市民の意向と合致しているのか検証し、例えば景観を保全する地域や新たな景観を創出する地域などの考え方を明確にしていくことが望ましい。

- ・ また、市民の認知度を向上させるために、中心地の景観保全、住宅地の景観保全、農村地の景観保全など、メリハリをつけて景観の保全を進めながら周知・PR等を推進していく必要がある。
- ・ また、街並みがきれいだと、豊かな市民意識の醸成につながるので、今後も継続して景観に力を入れていくことが重要である。

【評価に関する意見】

- ・ 評価について、「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」の満足度が、東部地域と南部地域でやや高くなっている（23.5～23.1%）一方、本庁（都心）・本庁（周辺）地域では不満度が47.7%と高くなっている。この地域に宇都宮駅・雀宮駅・岡本駅周辺が含まれるのか、各地域での開発が市民の満足度上昇に寄与しているのかの検証をすることが望ましい。

【指標に関する意見】

- ・ 次の施策における施策指標の設定に際しては、それぞれの関連計画に対する市民の「満足度」、「認知度」、「遂行度」を要素として取り入れることを考慮されたい。

【施策1】「地域特性に応じた土地利用の推進」

⇒「都市計画・地区計画・農地保全に関する計画」

【施策2】「都市機能の適正配置と機能間連携の推進」

⇒「市街地再開発計画・土地区画整理計画・幹線道路の整備計画」

【施策3】「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」

⇒「都市拠点形成計画・地域拠点の形成計画・生活拠点の機能性向上に関する計画」

【施策4】「緑と憩いの拠点づくりの推進」

⇒「公園の整備計画」

【施策5】「都市景観の保全・創出」

⇒「景観の保全・創出計画に関する計画」

2 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

- ・ 「円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する」の基本施策については、高齢社会の到来や環境にやさしい社会を構築する上で、交通政策と情報化を組み合わせた路線バスの利便性の向上を図るなど、「公共交通ネットワークの充実」などの「ひとや環境にやさしい交通環境の創出」を行う必要がある。

- ・ 「公共交通ネットワークの充実」の施策において、高齢者でも車を運転する人が多いとはいえ、限界があるため、今後、高齢化の進展に伴い、公共交通を確保することがますます重要になる。
 - ・ また、公共交通を市民全体に理解・利用してもらうためには、中心部だけでなく周辺部も含め、理解促進を図り、特に高齢者にやさしい公共交通とする必要がある。
 - ・ 公共交通を利用して活動しやすいまちづくりをするため、市は将来の「ネットワーク型コンパクトシティ」形成に向けた公共交通施策であることを積極的に発信していくことが必要である。
 - ・ また、市が構想する「ネットワーク型コンパクトシティ」については、拠点形成にかかる考え方等が市民の意向と合致しているのかを確認した上で、各中心地域を結ぶLRT等やバス路線に集中投資する一方、郊外部における乗り合いタクシー等の導入を推進していくことが重要である。
 - ・ 路線バスの利用者数については、年々減少傾向にあることから、利用者の増加につながる取組が必要である。
 - ・ そのためには、路線バスの利便性の向上が急務であり、拠点間をつなぐ環状路線の設置とICTを駆使した乗換利便性の向上、乗換による運賃アップを抑える方策の導入などを検討されたい。
 - ・ また、利用者の利便性向上を図るため、リアルタイムでバスがどこを運行しているのかをわかるようにするなど、交通政策と情報化の組み合わせによる取組や、駅・バス停に自転車置き場を整備することにより、公共交通機関と自転車間の乗り継ぎ性改善を図っていくことなどが考えられる。
 - ・ さらに、公共交通の運営に際しては、市内事業者への公共交通の積極利用の呼び掛け（あるいは公共交通通勤の義務化）を行うことにより収益性を確保していくことが求められる。
-
- ・ 「道路ネットワークの充実」の施策において、道路整備については、整備率の高さに対して市民満足度が低いことから、その原因を把握することが求められる。
 - ・ 「ひとや環境にやさしい交通環境の創出」の施策において、バスからの排気ガスおよび騒音は都市環境の悪化を誘発するので、こうした問題に対する取組を行うことが必要である。
 - ・ また、自転車のさらなる利用率向上を図っていくためには、自転車道を自動車道や歩道の付帯物として考えるのではなく、歩道や自転車道の付帯物として自動車道を位置付けるといった意識の転換を図ることが求められる。

- ・ また、自家用車の電気自動車化について購入補助を行うといった、環境配慮について市民のインセンティブとなる取組を行っていくことが重要である。

【施策の構成に関する意見】

- ・ 「ひとや環境にやさしい交通環境の創出」の施策については、1つの施策に全く異なる概念が入っていることから、「人にやさしい交通の創出」（点字ブロック・ノンステップバス）と「環境にやさしい交通環境の創出」（自転車道）に分けることが望ましい。

【指標に関する意見】

- ・ 「ひとや環境にやさしい交通環境の創出」の施策の指標については、「ノンステップバスの導入率」に加え、「点字ブロックの整備率」と「自転車道の整備率」を加えることを検討されたい。

3 高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する

- ・ 「高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する」の基本施策については、携帯電話やスマートフォン、高速通信網の普及など、ハード面の整備が民間事業者により今後も発展していくと考えられるので、ソフト面について、市民が活用しやすく生活に密着した形の「市民生活の情報化の推進」をしていく必要がある。
- ・ 「市民生活の情報化の推進」の施策において、情報ネットワークをどうしていくのかが大切なので、地域の情報は、身近な地区センターが各地区の拠点となった情報発信体系をつくり、各拠点の情報共有を進めていく必要がある。
- ・ また、ICTを活用した都市規模でのエネルギーシステムやインフラ管理などを行う、スマートシティ構想などが各地で取り組まれつつあり、このような観点からの取組を行うことが求められる。
- ・ また、情報基盤の安定化を図るため、災害時でも機能する都市インフラ、情報通信システムを構築する必要がある。
- ・ また、市民にとっての高度情報化や市が構想する「市民生活の情報化」がどのようなイメージなのかを明確にしたうえで、市民へのアピールや分かりやすい取組を講じることが重要である。
- ・ また、公共施設におけるタッチパネル式の情報端末は、各人に携帯端末やパソコンが普及している環境では、費用対効果が限定的であることも想定されることから、取組内容を十分検証し、市民のニーズに合った取組を行うことが望ましい。

- ・ また、市民生活における更なる情報化の推進について、市民や来訪者が必要とする情報コンテンツのニーズ把握や、ＩＣＴ、ＳＮＳを活用したコミュニティ形成、市民参加のまちづくりの検討を行ったうえで、市民ニーズに合った情報基盤の整備を行うことが求められる。
- ・ また、市のホームページにおいて外国語への対応が行われているが、必要な情報を外国の人々に提供するには改善の余地が多くあり、特に、観光、交通については更に充実することが必要である。
- ・ また、ホームページで一方的に情報を掲載・発信するのではなく、現在、市で一部行っている登録制のメール発信サービスの更なる充実と活用も検討されたい。
- ・ 「地域産業の情報化の推進」の施策において、市が構想する「地域産業の情報化」がどのようなイメージなのかを明確にしたうえで、市民への情報発信や分かりやすい取組を講じることが必要である。

【施策の構成に関する意見】

- ・ 「市民生活の情報化の推進」の施策については、昨今のＩＣＴ化の促進、ニーズの高まりなど、対応する分野も多様化してきていることから、そうしたニーズに対応するため、例として、「情報回線」「市および公共機関におけるＩＴ化」「市民のＩＴ利用の質と量の向上」の３つに施策を分割するなどを検討されたい。

【指標に関する意見】

- ・ 「市民生活の情報化の推進」の施策の指標は「本市のブロードバンド回線利用に占める光ファイバーの割合」となっているが、情報化とは情報回線のことだけでなく、市や公共機関におけるＩＴ化の進捗状況や、市民がＩＴをどれだけ活用しているのか、市民がどれだけＩＴを理解しているのかといったものが含まれる。
- ・ このため、指標の設定について、「情報回線の質と量の向上率（ブロードバンド回線における光ファイバーの割合など）」や「市および公共機関におけるＩＴ化の実施率（申請書類の何％が電子化割合など）」、「市民のＩＴ利用率（アンケート結果など）」、「市民のＩＴ理解率（講習会の参加者数など）」とされることを検討されたい。

Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

1 市民が主役のまちづくりを推進する

- ・ 「市民が主役のまちづくりを推進する」の基本施策については、市政世論調査において市民活動への参加についての関心が低くなっている一方、東日本大震災の発生により、市民の主体的な活動が顕著に見られ、今後、公共的な活動に取り組む機運が高まっていることから、市民等のまちづくり活動への積極的な参加を促進し、地域のまちづくり活動主体の継続的・発展的な活動を実現するため、地域組織基盤の強化や活動主体間の更なる連携促進を図る「協働によるまちづくりの推進」や「地域主体のまちづくりの促進」がますます重要であると考えられる。
- ・ 「協働によるまちづくりの推進」の施策において、NPOには、テーマ型と地縁型の組織があり、今後は、両タイプの組織が連携してまちづくりを担っていくことが必要かつ期待されており、各まちづくり活動主体間の連携を促進するためには、その役割を担うまちづくりセンターが効果的に機能するよう強化していくことが必要である。
- ・ また、行政は事業を地域に依頼する際、縦割りになっているが、受け皿となる地域は一つであり、また、地域の課題は横断的に広がっているため、地域が縦割りで事業を受けることは厳しいことから、行政の施策が地域を動かしているという認識のもと、地域目線の施策づくり・地域づくりを行うことが重要である。
- ・ また、企業では、CSR活動が積極的に行われており、地域と企業の連携を図ることは、双方の活動に有効であることから、地域ニーズと企業活動をつなげる仕組みづくりが必要である。
- ・ また、大学では、様々な研究活動が行われており、大学の地域貢献や地域課題の解決にもつながることから、地域と大学との連携強化を図られたい。
- ・ 「地域主体のまちづくりの促進」の施策において、地域のまちづくり活動の実態については、地域まちづくりの担い手不足により一人で何役も担っている状況にあるなど、様々な問題を抱えていることから、今後、更に地域主体の活動を促進するためには、地域が目線で地域が抱えている問題を十分に把握し、特に、地域の担い手不足を解消するなど、地域の組織基盤を強化することが必要である。
- ・ また、地域ビジョンの策定については、地域が自ら目指すべき姿を認識するとともに、市の施策事業を身近に意識するようになるなど、地域が主体となって将来の地域のあり方を考えるきっかけとして有効である。策定の促進と併せ、脆弱な地域の事務局機能の強化を図られたい。

- ・ また、地域の課題は、分野横断的に取り組んでいくことが必要であることから、これに対応できるよう、市役所庁内の各部局の横の連携を強化していくことが重要である。
- ・ また、少子・高齢化が進行していく中、高齢者が地域活動を担う役割は大きく、地域資源として活用することが地域及び高齢者自身の活力につながることから、高齢者が地域で活躍する場づくりが必要である。

2 行政経営基盤を強化する

- ・ 「行政経営基盤を強化する」の基本施策については、行政運営を効果的・効率的に行うことにより行政経営基盤の強化を図っており、各施策については、一定の達成状況にあるが、厳しい社会経済環境の中、限られた経営資源で高度化・多様化する行政課題への確に対応し、市民満足の向上につなげるためには、行政組織の横の連携強化を図り、より一層部局横断的に取り組んでいく必要があると考えられる。
- ・ また、日本が右肩上がりの時代に、社会構造上、地域人間が会社人間になり、本来、地域でやるべきことを行政が行ってきたが、行政経営基盤を強化するためには、住民自らができるものは地域で行っていけるようにする必要があることから、原点に戻って地域社会と行政のあり方を見直すことが必要であると考えられる。
- ・ 「効果的で効率的な行政経営システムの確立」の施策において、厳しい社会経済環境の中、高度化・多様化する行政課題への確に対応し、市民満足の向上につなげるために、NPO、大学、企業などの既存の財産を活用することが必要である。
- ・ また、効果的、効率的な行政経営システムを確立するためには、住民自らができるものは地域で行っていけるように、地域と行政の効果的、効率的な役割分担や仕組みづくりを視野に入れて取り組んでいく必要がある。
- ・ また、施策の大綱Ⅲの「顧客重視経営の推進」の施策については、顧客を重視した経営を推進することは必要なことであるが、市行政の効率化などの観点から、「上下水道サービスの質を高める」という括りではなく、施策の大綱Ⅵの「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」の中で検討されたい。【再掲】
②
- ・ 「地区行政の推進」の施策において、行政の施策は、縦割りで考えられているのに対し、地域課題は、分野横断的に取り組んでいくことが効果的であることから、地域目線の分野横断的な行政運営の仕組みづくりが求められている。

- ・ また、これまで、地区市民センターなどにまちづくり担当職員を配置するなど、地域への支援を行ってきたが、本来、地域でやるべきことを地域自らが行うことができるように、地域への多面的な支援やまちづくりを担う人の資質向上を図るなど、地域への更なる支援が必要である。
- ・ 「行政の組織力の向上」の施策において、行政の組織力を高め、様々なまちづくりの課題に対応していくためには、職員の育成が重要であり、特に、他団体等との人事交流や地域活動、NPO活動などにおける現場研修などを積極的に行い、市民目線で考えられる職員を育成していくことが必要である。
- ・ また、男女共同参画推進の観点から、政策・方針を決定する役職への女性の占める割合を高くするために、女性が職場を束ねたり部下を指導するということを念頭に置いた教育を充実させる必要がある。
- ・ 「財政基盤の強化」の施策において、市の財政は、一定の健全性を確保しているが、経常収支比率が上昇していることから、今後はさらに財政構造の硬直化が進まないよう、それぞれの政策実施による成果に着目しながら、主要財政指標の一つである経常収支比率に注視する必要がある。

3 市民の相互理解と共生のこころを育む

- ・ 「市民の相互理解と共生のこころを育む」の基本施策については、高齢化の進展などの社会環境を踏まえ、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに寄与すること、また、各施策に関係する支援者や団体、企業などの主体的な活動が重要であることから、景気低迷による社会情勢の悪化などを踏まえ、企業や団体などの活動を支援するなど、引き続き、関係機関等と連携した効果的な取組が求められる。
- ・ 「かけがえのない個人の尊重」の施策において、成年後見制度については、高齢者・障がい者等の保護、支援が必要な方にとってより身近なものとなり、適切に利用されるよう、制度の周知や後見人の養成など、今後取り組むべき課題として捉えることが必要である。
- ・ 「男女共同参画の推進」の施策において、男女共同参画の推進については、昨今の景気低迷による社会状況悪化の中において企業等における取組が進みにくい状況にあるが、生き生きとした女性が社会に多く見られるようにするためにもこれまで以上に取組の充実を図ることが必要である。

- ・ また、男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合が減少傾向にある原因を十分に分析するとともに、その上で具体的な推進策を検討することが必要である。また、推進にあたっては、団体や企業などの主体的な活動が重要であることから、そのためにもまずは市が積極的に女性を役職等に登用するなど、率先して取り組んでいく必要がある。
- ・ 「多文化共生の地域づくり」の施策において、多文化共生のこころを育むためには、市民生活のあらゆる場面における啓発や特性に応じたきめ細かな対応が必要であることから、多文化共生に関する事業に取り組んでいる大学等の地域資源を生かした取組をさらに強化していく必要である。

（２）基本施策内または基本施策間に関する横断的意見

※ ○数字はそれぞれの意見の出所元の分科会（①⇒第一分科会，②⇒第二分科会）

- ・ 第５次総合計画前期基本計画の期間中は、計画実施のために、行政全体で「官から民へ」の役割分担の移行がなされた。多くの事務事業が行政から民間に移され、受け皿のしっかりした民間部門においては効率化と経費削減が図られた。一方で、十分な受け皿のないところに移された事務事業等については、混乱が残ったままになっている点が見受けられる。担い手になっている地域社会等に過重な負担をかけていないか、その中でも特定の団体（例えば町内会等）に負担が集中していないか、特定の団体の中でも特定の人たちに過重な負担をさせていないかを可及的速やかに確認する必要がある。①
- ・ 縮退する社会経済を前提にすれば、住民に負担をお願いしなければならないのは必然であるが、「公」を既に担ってくれている市民に過度に負担をかけ地域力を疲弊させたり、住民相互に不公平感を生み出すようなことのないよう、十分配慮していく必要がある。①
- ・ また、市から地域社会に仕事を依頼する場合、国から地方に、県から市町村に仕事を移譲する場合とは違う特別の配慮が必要となる。国から県、県から市に移譲した先はあくまで行政のプロ集団であるが、市町村から地域社会に仕事を依頼した時には、市民たちのボランティアがその対象となる。義務としてその仕事を引き受けるのではなく、あくまで個々人（例えば、個々の町内会の会長等）の使命感・責任感で引き受けているということを十分に留意する必要がある。①
- ・ 短期的にはボランティアの市民の責任意識から引き受けることが可能でも、それがあまりに過度になったり、あまりに特定の人や集団に集中すると、その個人や団体が疲弊し、その事業が継続的に実施されないリスクが生じる。①
- ・ また、行政が責任を持つべき仕事を、効率的であるという理由だけから、市民（民

間企業、地域集団等）に依頼してしまうと「公」としての供給責任があるサービスの水準や質が保障できなくなる可能性が生まれる。受け皿となる地域社会の実情によってその対応能力に著しい格差があるので、既に地域に下ろした仕事についても再確認をする必要もあると思われる。①

- ・ 施策の大綱Ⅰ「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」及び施策の大綱Ⅵ「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」に関する意見として、高齢者、障がい者、妊産婦や子どもなどに対する福祉的支援について、市は、分野ごとに縦割りでを行っているが、これらの福祉的支援を必要としている方々が、地域に身近なところで誰でも自由に交流できる居場所をつくるなど、分野横断的に取り組むことが必要である。また、分野横断的に取り組むためには、地縁組織、自治会を基本に、地域の福祉資源、人的資源、NPO等が機能・活躍する仕組みが実現できる、協働のプラットフォーム、ネットワークの構築が必要である。①
- ・ 施策の大綱Ⅲ「市民の快適な暮らしを支えるために」の「良好な水と緑の環境を創出する」、「上下水道サービスの質を高める」、施策の大綱Ⅴ「都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために」の「機能的で魅力ある都市空間を形成する」と、施策の大綱Ⅳ「市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために」の「農林業の付加価値を高める」、施策の大綱Ⅰ「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」の「日常生活の安心感を高める」については、いずれも「環境」と、「生命維持」に関わる施策であることから、一体的に検討されたい。②

おわりに

以上、第5次宇都宮市総合計画基本計画の改定に当たり、前期基本計画に掲げられている各基本施策の評価に関する主な意見を取りまとめましたが、このほか、懇談会の中で行われた議論や意見交換の内容につきましても、十分に参考にされ、市民と共有できる総合計画基本計画が策定されることを望みます。

《参 考》

1 各分科会の所掌事務

名 称	所掌事務
第一分科会	健康・福祉・安心 (1) 保健・医療サービスに関すること。 (2) 都市の福祉基盤に関すること。 (3) 高齢者・障がい者・児童福祉に関すること。 (4) 日常生活の安心・安全に関すること。
	都市経営・自治 (5) 市民主役のまちづくりの推進に関すること。 (6) 行政経営基盤に関すること。 (7) 市民の相互理解と共生に関すること。
第二分科会	生活環境 (1) 環境にやさしい社会の形成に関すること。 (2) 水と緑の環境に関すること。 (3) 上下水道に関すること。 (4) 住環境に関すること。
	都市基盤 (5) 都市空間の形成に関すること。 (6) 交通体系に関すること。 (7) 情報化に関すること。
第三分科会	教育・学習・文化 (1) 生涯学習に関すること。 (2) 学校教育に関すること。 (3) 文化振興に関すること。 (4) スポーツ振興に関すること。 (5) 青少年育成に関すること。
	産業・経済 (6) 地域産業に関すること。 (7) 商業・サービス業・工業に関すること。 (8) 農林業に関すること。 (9) 観光や交流創出に関すること。

2 懇談会の経過

開催日	全 体 会	検討内容		
		分 科 会		
		第 1 分科会	第 2 分科会	第 3 分科会
H23.12.2 (金)	【第 1 回全体会】 ・ 会長、副会長の選出 ・ 分科会会長・分科会副会長の選出 ・ 前期基本計画評価市民懇談会 ・ 総合計画の概要及び基本計画の改定 ・ 懇談会の進め方 等	【第 1 回分科会】 ・ 基本計画における分野別計画の概要 ・ 分科会の進め方 等		
H24.1.23 (月)			【第 2 回分科会】 ・ 分科会での検討内容 ・ 中間総括評価の内容 等	
H24.1.30 (月)		【第 2 回分科会】 ・ 分科会での検討内容 ・ 中間総括評価の内容 等		
H24.2.7 (火)				【第 2 回分科会】 ・ 分科会での検討内容 ・ 中間総括評価の内容 等
H24.2.21 (火)				【第 3 回分科会】 ・ 分科会意見の取りまとめ ・ 意見書案に関する意見交換 等
H24.2.23 (木)		【第 3 回分科会】 ・ 分科会意見の取りまとめ ・ 意見書案に関する意見交換 等		
H24.2.24 (金)			【第 3 回分科会】 ・ 分科会意見の取りまとめ ・ 意見書案に関する意見交換 等	
H24.3.22 (木)	【第 2 回全体会】 ・ 各分科会からの報告 ・ 懇談会意見書の取りまとめ 等			
H24.3.30 (金)	・ 意見書提出			

目的 ← 手段		目的 ← 手段		目的 ← 手段	
施策の大綱 (柱) : 6	番号 政策(基本施策) : 25	番号 施策 : 91	施策	主要な事業	
I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	1	1	健康づくりの推進	食育の推進 など	
		2	地域医療体制の充実	二次救急医療体制の整備 など	
		3	国民健康保険の医療費適正化の推進	被保険者に対する健康診査事業 など	
	2	1	高齢者の自立促進	介護予防の推進 など	
		2	高齢者の生きがいづくりの充実	高齢者の生きがいづくりの推進 など	
		3	介護保険事業の充実	居宅サービスの推進 など	
	3	1	障がい者の社会的自立の促進	障がい者就労支援事業の充実 など	
		2	障がい者の生活支援の充実	グループホーム・ケアホームの設置促進 など	
	4	1	児童健全育成環境の充実	宮っ子ステーション事業の推進 など	
		2	子育て支援の充実	保育所の適正配置の推進 など	
		3	ひとり親家庭等への支援充実	就業・自立支援センター事業の充実 など	
		4	子どもへの虐待防止対策の強化	児童虐待防止体制の充実 など	
	5	1	市民の福祉活動への参画促進	福祉教育の推進 など	
		2	保健・福祉サービスの総合化の推進	保健・福祉サービス提供体制の充実 など	
		3	ユニバーサルデザインの推進	こころのユニバーサルデザインの推進 など	
		4	社会福祉施設の充実	社会福祉施設の計画的配置 など	
		5	保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実	在宅福祉サービスの充実 など	
	6	1	防犯対策の充実	地域における防犯パトロールの強化 など	
		2	交通安全対策の充実	交通安全教育の推進 など	
		3	消防力・救急救助体制の充実	通信体制の高度化 など	
		4	危機管理体制・危機対応能力の充実	自主防災会の機能強化 など	
		5	消費生活の向上	消費者教育・啓発事業と情報提供事業の推進 など	
		6	食品の安全性の向上	食品安全条例に基づく食品健康被害の未然防止の推進 など	
		7	健康危機管理対策の強化	健康危機管理対策の推進 など	
		8	生活衛生環境の向上	新斎場の整備 など	
VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	1	1	協働によるまちづくりの推進	まちづくり活動拠点の充実と機能強化 など	
		2	地域主体のまちづくりの促進	地域のまちづくり組織の連携強化の促進 など	
		3	市民の市政への参画促進	市政コールセンターの設置 など	
	2	1	効果的で効率的な行政経営システムの確立	自治基本条例の制定・運用 など	
		2	地区行政の推進	地域行政機関の体制・権限の強化 など	
		3	行政の組織力の向上	人事評価制度の充実 など	
		4	財政基盤の強化	将来世代への負担に配慮した財政運営 など	
	3	1	かけがえのない個人の尊重	DV被害者の支援強化 など	
		2	男女共同参画の推進	ワーク・ライフ・バランスの促進 など	
		3	多文化共生の地域づくり	在住外国人と市民のネットワーク化支援事業 など	

分野別計画における施策等の体系（第2分科会所掌）

目的 ← 手段		目的 ← 手段		目的 ← 手段	
施策の大綱 (柱) : 6	番号 政策(基本施策) : 25	番号 施策 : 91			主要な事業
Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	1	1	環境保全行動の推進		環境情報の整備と提供 など
		2	地球温暖化対策の推進		もったいない全国大会などによる普及啓発 など
		3	ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進(3Rの推進)		新たな資源化事業の導入 など
		4	廃棄物の適正処理の推進		効率的な収集・中間処理の推進 など
		5	良好な生活環境の確保		大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化 など
	2	1	快適な河川環境の創出		河川整備事業 など
		2	自然環境保全の推進		自然環境の保全、保護啓発事業の実施 など
		3	緑の保全・育成		緑地・樹林地等の保全 など
	3	1	水道水の安心給水の推進		災害や事故に強い水道の整備 など
		2	下水の適正処理の推進		合流式下水道の機能改善 など
		3	上下水道施設・資源による環境保全の推進		下水汚泥等の有効活用 など
		4	顧客重視経営の推進		マーケティング調査の強化 など
	4	1	快適な住宅の供給と取得支援の充実		都心居住促進事業 など
		2	住宅の安全性・環境性の向上		住宅・建築物の耐震化促進、普及啓発事業 など
		3	居住環境の向上		市街地再開発事業の促進 など
Ⅴ 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	1	1	地域特性に応じた土地利用の推進		地区計画制度等の活用 など
		2	都市機能の適正配置と機能間連携の推進		市街地再開発事業の促進 など
		3	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		宇都宮駅東口地区整備事業 など
		4	緑と憩いの拠点づくりの推進		河内総合運動公園整備事業 など
		5	都市景観の保全・創出		魅力ある都市景観づくり事業の推進 など
	2	1	公共交通ネットワークの充実		バス路線の維持存続 など
		2	道路ネットワークの充実		スマートICの整備 など
		3	ひとや環境にやさしい交通環境の創出		ノンステップバスの導入促進 など
	3	1	市民生活の情報化の推進		情報セキュリティ対策の充実 など
		2	地域産業の情報化の推進		ブロードバンド基盤の整備促進 など

分野別計画における施策等の体系（第3分科会所掌）

目的 ← 手段		目的 ← 手段		目的 ← 手段	
施策の大綱 (柱) : 6	番号 政策(基本施策) : 25	番号 施策 : 91	施策	主要な事業	
Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために	1	1	社会をつくる人づくりの推進	人づくり推進のための仕組みづくり など	
		2	家庭・地域の教育力の向上	親学の推進 など	
		3	生涯学習活動への支援充実	地域教育推進センター機能の整備 など	
	2	1	学力向上の推進	「分かる授業」実践プロジェクト事業 など	
		2	豊かな人間性と健やかなからだの育成	いじめゼロ運動の推進 など	
		3	地域と連携した独自性のある学校経営の推進	小中一貫教育の推進 など	
		4	教育環境の充実	校舎・体育館耐震化事業 など	
		5	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実 など	
		6	高い指導力と情熱をもつ教職員の育成	本市独自の教職員研修カリキュラムの構築 など	
		7	幼児教育の充実	宮っ子就学前プログラムの構築 など	
		8	高校・高等教育の充実	奨学金制度の充実 など	
	3	1	文化活動環境の充実	文化芸術体験支援事業 など	
		2	文化的資源の掘り起こし, 保存, 継承	ふるさと宇都宮の伝統文化の継承 など	
	4	1	スポーツ活動環境の充実	地域スポーツクラブの育成 など	
		2	スポーツを支える人材の育成, 団体の活性化	プロスポーツチームへの支援 など	
	5	1	青少年の社会的自立の促進	青少年の自立支援に関する総合相談事業 など	
		2	非行・問題行動の未然防止	巡回指導や青少年相談活動の充実 など	
Ⅳ 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために	1	1	地域特性を生かした産業集積の促進	次世代モビリティ産業集積促進事業 など	
		2	新規開業・新事業創出の促進	U・J・Iターン起業家支援事業 など	
		3	就業・雇用環境の充実	就業支援事業 など	
		4	地産地消の推進	地産地消の日の制定, キャンペーン事業 など	
	2	1	商店街の魅力向上	商店街景観整備の促進 など	
		2	中小企業の経営・技術革新の促進	設備高度化の促進 など	
		3	安定した経営基盤の確立	制度融資の活用促進 など	
		4	市場機能の充実	施設設備の高機能化・高付加価値化 など	
	3	1	安定した水田農業基盤の確立	土地基盤の整備 など	
		2	農産物の産地力の向上	ブランド農産物の販売促進 など	
		3	農村地域の活性化	農業・農村ふれあい交流事業の推進 など	
		4	環境と調和した農林業の推進	バイオマスタウンの構築 など	
	4	1	おもてなしの向上	おもてなし推進事業 など	
		2	観光資源の活用促進	体験型・参加型観光の促進 など	